Deloitte。



令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業 (中小企業・小規模事業者支援サイトの A I 活用による 経営課題解決促進の実証研究に係わるデータ利活用ルール検討調査) 最終報告資料



目次

1.	本事業の目的及び前提の整理	P2
2.	ユースケースと利用データ項目の整理	Р9
3.	データ利活用に向けた基本方針の整理	P24
4.	データ取得時における対応	P50
5.	データ提供時における対応	P54
6.	非識別加工に係る整理	P58

[■] 弊社は、貴庁と弊社との間で締結された2021年11月16日付けの業務委託契約書に基づき、貴社と事前に合意した手続きを実施しました。本報告書は、仕様書を含む合意した内容に従って、貴庁の施策実行の参考資料として作成されたもので、弊社が実行を請け負ったものではありません。内容の採否や使用方法については、貴社自らの責任で判断を行うものとします。

[■] 本報告書に記載されている情報は、公開情報を除き、貴庁から提出を受けた資料、また、その内容についての質問を基礎としております。これら貴庁から入手した情報自体の妥当性・正確性については、弊社側で責任を持ちません。

[■] 本報告書における分析・検討手法は、多様なものがありうる中でのひとつを採用したに過ぎず、その達成可能性に関して、弊社がいかなる保証を与えるものではありません。

1 本事業の目的及び前提の整理

データ利活用の重要性の高まりを背景として、中小企業庁においてもDXの発展ビジョンとして官民連携による事業者の経営支援の実現を目指しているものと理解しています。

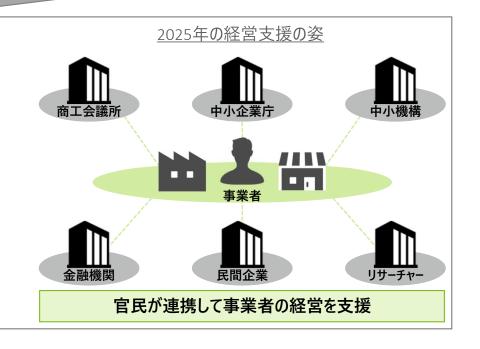
本事業の背景

√─タ利活用の背景

- 近年、我が国においてはデジタル技術・ネットワーク技術が急速に普及しており、普及によって蓄積された様々なデータを積極的に利活用することが社会課題の解決に重要な役割を果たす可能性が高まっている。
- また、今後社会基盤として活用が期待されるAI活用の推進にあたって、AIに投入するデータの質・量をともに向上させて、流通させることが必要となっている。
- このようなデータ利活用の重要性の高まりによって、「官民データ活用推進基本法」が制定され、国が官民データ活用の推進に関する施 策を総合的に策定・実施する責務を有することが明示された。
- また、個人情報保護法の改正によって、データの匿名加工(匿名加工情報・非識別加工情報)を行うことで、個人の権利利益を守りつつデータを利活用することが可能となった。

中小企業庁の取組

- 中小企業庁では、DXの発展ビジョンとして、2025年までに官民連携して中小企業の成長をサポートする世界を目指しており、現在、各支援機関(商工会・商工会議所・よろず支援拠点等)と協力して、全国の中小企業・小規模事業者の経営相談を行うとともに、ミラサポplusというオンライン上のサイトでも、積極的に施策の紹介、サポートを行っている。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従来の系列的取引に基づく市場は急速に縮小しており、多くの中小企業が、コロナ渦への対応や、事業の再構築に早急に取り組まねばならない状況に追い込まれており、現在の経営サポート体制だけでは、358万社いるといわれる中小企業のコロナ渦への対応や事業再構築をケアするのは不可能に近い状況となっている。
- このため、積極的に官民連携し、経営者に課題解決の手段をより 様々な形で提供していくことが急がれている。



本事業においては官民連携による個社支援及びEBPMの促進を目的として、データ利活用に向けて各種規制等を調査し、規定類の策定・改定方法等を提示します。

本事業の目的

ーデジタルプラットフォーム構築事業におけるデータ利活用の目的一

官民連携による 個社支援

- 各中小企業の属性や経営状態、経営資源等に関する新鮮で正確なデータを蓄積する。
 - ✓ 蓄積したデータの利活用によって、各事業者に適した支援を必要なタイミングで提供する状態を目指す。
- 支援施策を効果的に実施するために、公的機関・ 民間企業にデータを共有し連携する。
 - ✓ 官民のデジタルサービスレベルのギャップを解消し、 事業者にとって使いやすいサービスを提供すること で、官民を問わず欲しい情報を得られる状態を 目指す。

EBPMの促進

■ リサーチャーや民間事業者にデータを開放することで、 各種施策の効果分析を行い、その精度を継続的に◆ーー 高めていく。 本事業の目的

■「令和2年度「中小企業・小規模事業者支援サイトのAI活用による 経営課題解決促進の実証研究事業」における、下記(1)~(4)の事 業内容に関連する各種規制について調査を行い、適切な同意取得 の方法について検討したうえで、利用規約の策定や補助金等の交 付要綱・公募要領の改正案の提示等を実施する。

【事業内容】

(1)

中小企業庁や関連団体等が保有する各データ項目に応じた、公 開可能性に関する調査

(2)

データベース一元化に関する調査

(3)

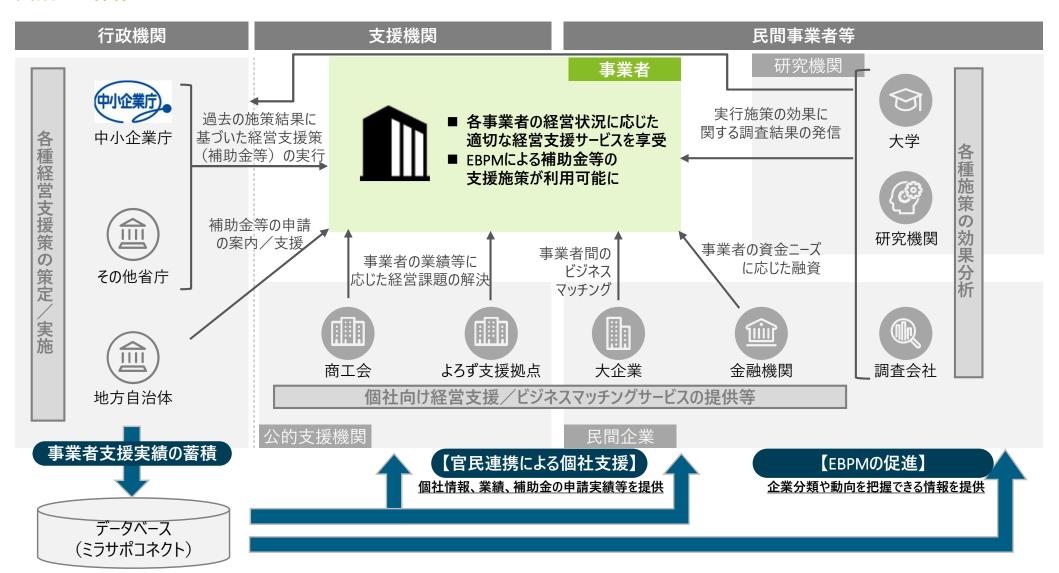
同意取得のあり方に係る提案とデータ提供者・データ利用者向け の利用規約の策定

(4)

匿名加工をした上でのデータ共有に係る調査

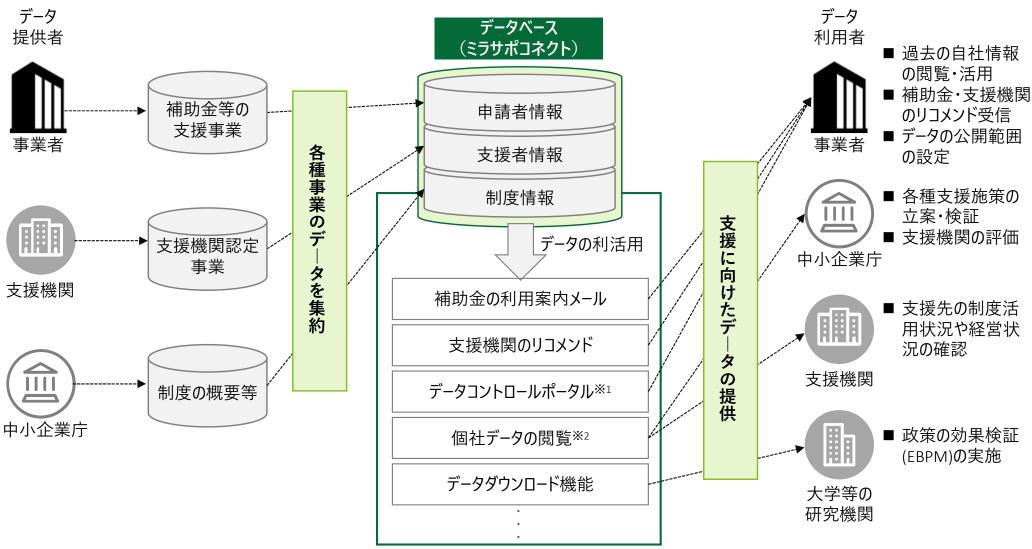
データ利活用の実現に向けて、データ利活用の全体像と具体的なユースケースを把握しながら、何の目的で誰にどのよなデータを提供するかを整理した上で対策を検討します。

支援の全体像



データベースであるミラサポコネクトにおいて各種事業の情報を集約し、補助金等の利用案内や個社データの閲覧、データダウンロード等の機能が実装される想定と理解しています。

ミラサポコネクトの機能イメージ

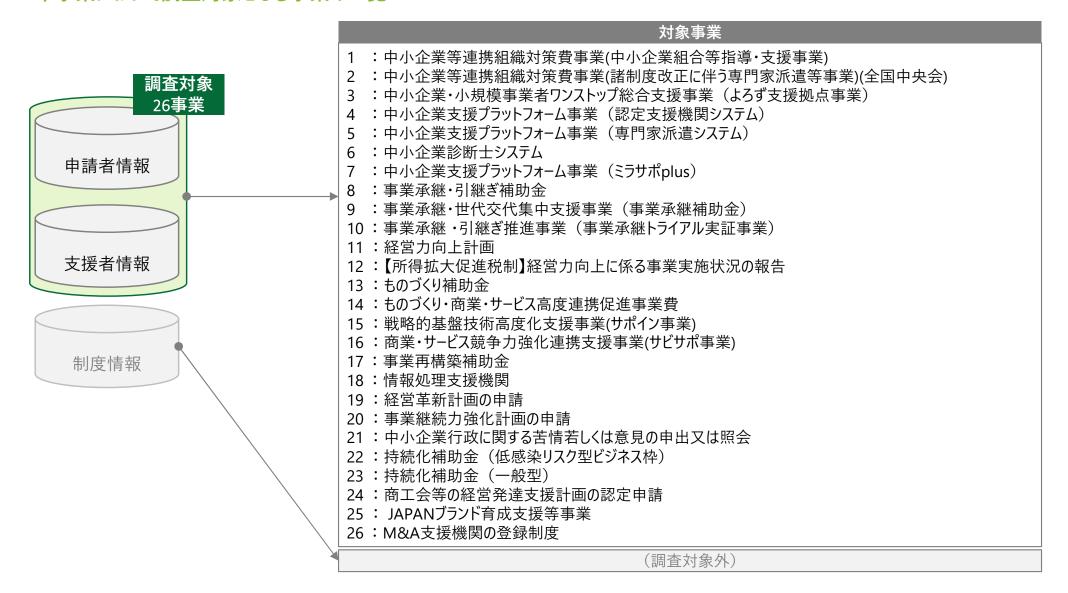


※1事業者自身の情報を一覧で表示し、各情報の公開可否や公開範囲を設定・変更する機能

※2 支援機関がデータを閲覧するためには事業者に対して個別に情報の開示を請求し、事業者がデータコントロールポータル上で開示を承諾する想定

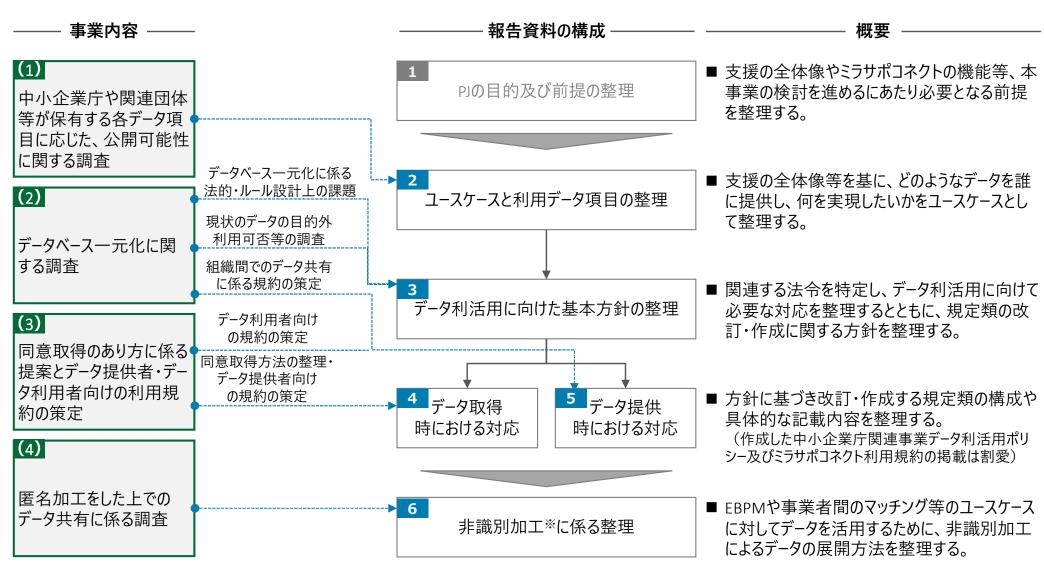
中小企業庁が行う以下26事業を対象として、データ取得時の規定の制定状況やデータの取得状況を把握し、データ利活用に向けて必要となる対策を具体化します。

本事業において調査対象となる事業の一覧



本事業を遂行するにあたり、先ずはデータ利活用におけるユースケースを整理し、何のデータを誰に提供する必要があるかを把握した上で、実現に向けた具体的な対応を検討します。

本事業におけるアプローチ



※特定の個人・個社を識別できないように情報を加工することを個人情報の保護に関する法律では匿名加工と表現されるものの、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては非識別加工と表現されるため、表現を非識別加工に統一

2 ユースケースと利用データ項目の整理

想定される支援の全体像等を基に個社支援やEBPMにおけるユースケースを整理し、どのようなデータを誰に提供する必要があるかを整理します。

ユースケース・利用データ項目の整理におけるアプローチ



紐づけ

<u>デジタルプラットフォーム構築事業におけるデータ利活用の目的、及び、想定される支援の全体像をベースに</u> ユースケースを特定し、データ利活用の目的を整理する。

- 中小企業庁及びその他機関におけるニーズを踏まえて、官民連携による個社支援及びEBPMの促進において、どのようなデータを誰に提供し、どのようなことを実現したいかを洗い出しユースケースを整理する。
- なお、整理したユースケースに関連して幅広くデータ利活用することを想定し、将来的にデータの利用が制限されることがないよう、ユースケースを目的毎に集約しデータ利活用の目的を整理する。

整理したデータ利活用の目的に基づき、実現に向けて必要となるデータを洗い出し、データ項目を整理する。

- 調査対象となっている事業が保有しているデータを把握しつつ、データ利活用の目的に対して必要となるデータ項目を整理する。
- 各事業が保有するデータの整理及び規約上で説明することを想定し、各種データを網羅的かつ合理的な粒度でデータ項目を整理する。
- また、整理したデータ項目に基づいて、データ利活用の目的において具体的にどのデータ項目を誰に提供する 必要があるかを一覧にて整理する。

<u>整理したデータ項目をデータベースが将来的に保有する予定であるデータと紐づけ、各データ項目に含まれる情報を一覧化する。</u>

- データベースにおいてデータを分類することを想定し、現時点でミラサポコネクトが保有する予定の情報に対して、 前段で整理したデータ項目を紐づける。
- データを紐づけるに当たり、判断にぶれが生じる可能性があるデータに関しては、データ項目の定義に追加で、 分類する際の基準を整理する。

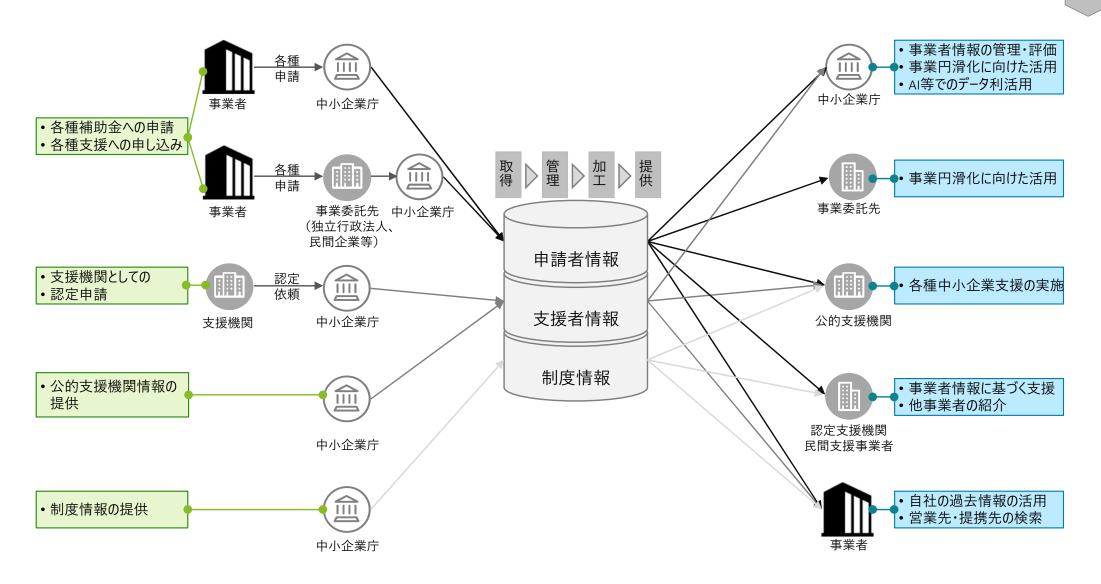
データ利活用のユースケースに関しては、申請者・支援者・制度に係る情報の提供と利活用の関係性で整理が可能と考えます。

の整理

ータ項目 の分類

データ項目 の紐づけ

データ利活用に係る関係者と役割



データを利活用し具体的にどのようなことを実施するかを特定し、目的毎に集約することで データ利活用の目的を整理します。

の整理

1ースケー

ユースケースの整理

公的支援 データ利活用の目的 ユースケース(仮説を含む) 利用データ 委託 事業 機関 先 機関 ■ 行政機関内部での政策の効果検証に向けて、個社の特定が可能な申請情報や事業化 ■ 行政機関における政策の効果検証 申請者情報 ()情報を活用(RIETIやコンサルなど政策分析の委託先には情報共有する可能性有) (EBPM) の実施 ■ 企業情報や過去の申請情報等に基づき、審査プロセスを迅速化 2 (要件との不適合や書類不備に対して自動的にアラート) ■ 事業者の情報や補助金要件等に基づき、各種施策のレコメンデーションを実施し、事業 者の各種施策の申請を促進 ■ 将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の 活用 (ワンスオンリー等) ■ 過去の申請に基づきAIが作成した申請書(補助事業の計画等)を用いて申請 申請者情報 ■ 過去の施策の利用状況に基づいて各種施策の質問に対応して、AIチャットボットが回答 制度情報 ■ 中小企業庁や公的支援機関(関係団体、独法等)が中小企業の個社情報等を閲 \triangle 6 ■ 中小企業庁及び公的支援機関(関係団体、独法等)がメール配信した経営役立ち情 ■ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援 報等を経営改善に活用(事業者のアドレスは開示無) 情報(補助金や支援者等)の紹介 ■ 過去の業績や事業計画、経営課題等に基づく、補助金・支援施策情報等の行政施策 0 8 や民間事業者サービスを紹介 ■ 庁内で収集した事業者に関する情報を事業者と紐づけて管理するとともに、中小企業庁 ■ 効果的な政策立案や経営支援、業務効率 化等のための行政機関内での情報共有 内等で情報を共有・抽出(事業者へのヒアリング、不正受給の履歴等) ■ 販売先・仕入先候補としての他事業者への ■ 販売先・仕入先となり得る事業者を検索し、取引先の拡大に向けた営業を実施 情報提供 申請者情報 \bigcirc ■ 技術提携等に向けた情報提供 ■ 事業拡大や新規事業創出に向けた技術提携先となり得る他社の検索 ■ 事業者が質問を行えるオープン・セミクローズドなオンライン掲示板で、支援者(公的支援 ■ 経営相談に際する支援者による中小企業・ \bigcirc 12 機関、認定支援機関等)が事業者の情報を閲覧しながら相談に回答 小規模事業者の情報の閲覧 申請者情報 ■ 支援機関の支援実績や専門知見等の見え ■ 認定支援機関及び公的支援機関の支援実績、専門知見等の評価 支援者情報 ■ 事業者・支援機関への支援者情報の提供・ ■ 事業者等による、特定の専門知見(融資、コンサル、M&A、税務等)を有する支援機 0 \bigcirc 支援者情報 14 関情報に係る支援実績・評価の検索 マッチング

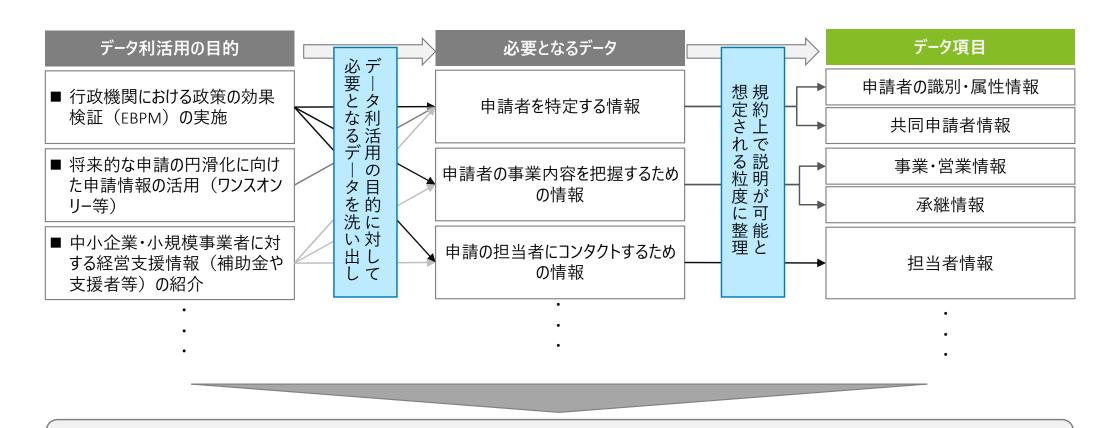
○:主として利用 △:補助的利用

¹² 令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業 (データ利活用ルール検討)

データ利活用の目的に対して必要となるデータを洗い出した上でデータ項目を整理し、各目的において利用するデータを一覧で整理します。

デ-タ項目 の分類

利活用するデータ項目の整理に関する考え方



整理したデータ項目に基づき、データ利活用の目的に対して必要となるデータを一覧化するとともに、各事業が保有するデータを整理する。

データ利活用の目的を達成するにあたって必要となるデータの整理

	データ利活用の目的(案)	目的達成に向けて必要となるデータ
1	■ 行政機関における政策の効果検証 (EBPM)の実施	申請者を特定する情報申請者の事業内容を把握するための情報経営・財務状況に係る情報申請に係る情報
2	■ 将来的な申請の円滑化に向けた申請 情報の活用	申請者を特定する情報申請者の事業内容を把握するための情報経営・財務状況に係る情報申請に係る情報
3	■ 補助金や支援者等の紹介に向けた 申請情報の活用	 申請者を特定する情報 申請者の事業内容を把握するための情報 申請の担当者にコンタクトするための情報 経営・財務状況に係る情報 申請に係る情報 申請者が抱える課題に関する情報
4	■ 行政機関内での申請情報の共有	■ 全ての情報
5	■ 販売先・仕入先候補としての他事業 者への情報提供	申請者を特定する情報申請者の事業内容を把握する情報
6	■ 技術提携等に向けた情報提供	申請者を特定する情報申請者の事業内容を把握する情報
7	■ 経営支援等に関する相談にともなう支 援者に対する事業情報の提供	申請者を特定する情報申請者の事業内容を把握するための情報経営・財務状況に係る情報申請に係る情報申請者が抱える課題に関する情報
8	■ 行政機関内での支援機関の支援実績や専門知見等の共有	申請者を特定する情報経営・財務状況に係る情報支援機関に係る情報
9	■ 事業者・支援機関への専門知見を有 する支援者情報の提供	■ 支援機関に係る情報

目的達成に向けて必要となるデータ(重複削除後)

■ 申請者を特定する情報

■ 申請者の事業内容を把握するため の情報

■ 申請の担当者にコンタクトするため の情報

▼ ■ 経営・財務状況に係る情報

▼ ■ 申請に係る情報

Ⅵ ■ 申請者が抱える課題に関する情報

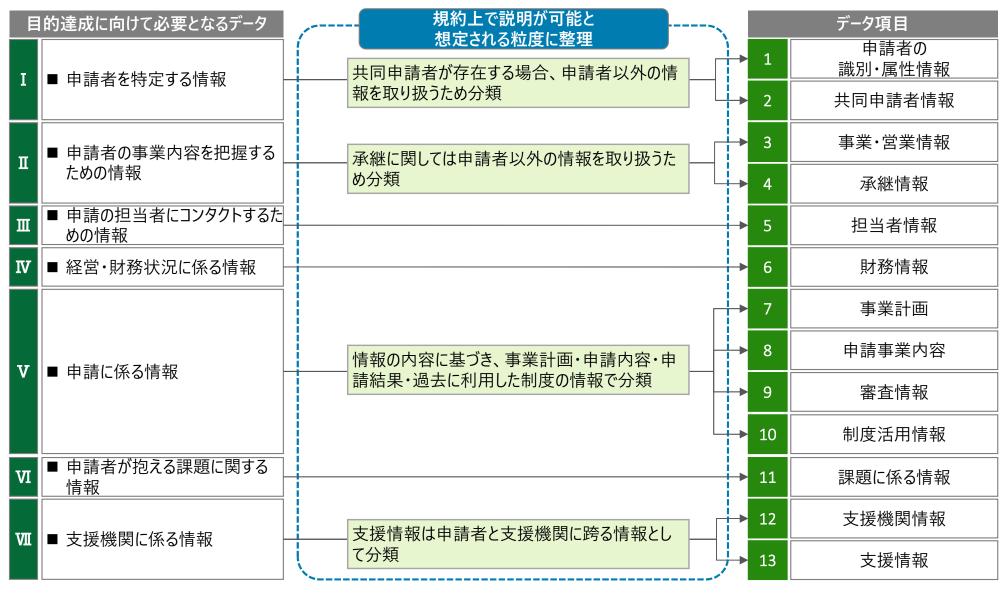
Ⅷ ■ 支援機関に係る情報

14 令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(データ利活用ルール検討)

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

目的達成に向けて必要となるデータは、規約類に記載して事業者へ網羅的かつ合理的に 説明できる程度の粒度に分類します。

規約上に記載するデータ項目の整理



整理した各データ項目の定義を明確化し、各事業が保有するデータ項目や将来的に想定 されるデータ項目を分類します。

データ項目の定義 (1/2)

	データ項目	定義	具体例
1	申請者の 識別・属性情報	■ 申請者を特定可能、もしくは申請者に到達可能な情報■ 法人の規模や体制を示す情報(申請法人の規模を把握する情報として、中小企業基本法に基づき、財務情報にも含まれる資産額・従業員数の情報を保持。売上等は財務情報に分類)	■ gBizID■ 申請者名(会社名/屋号等を含む)■ 本店住所・代表電話■ 資産額・従業員数
2	共同申請者情報	■ 補助金等の事業に申請するにあたり申請者が提携する法人、及び、 所属する組織の情報	■ 連携先情報 ■ 加入組織情報
3	事業·営業情報	■ 申請者の事業概要■ 特許情報や取引情報等、事業活動において有用となる技術上または営業上の情報(原則、営業秘密に該当する可能性が高い情報を集約)	■ 事業内容■ 特許情報■ 販売先/仕入れ先■ 株主・出資者
4	承継情報	■ 申請者が承継した(承継予定の)事業に係る情報 ■ 申請者が事業を承継した(承継する予定の)法人に係る情報	事業承継形態・事業承継状況承継者の要件承継先の基本情報
5	担当者情報	■ 申請者において、補助金等の申請を担当している部門・従業員の 名前及び連絡先	申請担当者名申請担当者の所属部署申請担当者の連絡先
6	財務情報	申請者の確定申告及び財務三表、もしくはそこに記載されている情報(例:売上、営業履歴、借入金等)財務三表のデータから算出された経営・財務指標(例:各種利益率、資産の流動比率等)	■ 確定申告書等に係る情報■ 貸借対照表に係る情報■ 損益計算書に係る情報■ ローカルベンチマーク

整理した各データ項目の定義を明確化し、各事業が保有するデータ項目や将来的に想定されるデータ項目を分類します。

データ項 [の分類

データ項目の定義 (2/2)

	データ項目	定義	具体例
7	事業計画	■ 申請者の中期経営計画や申請した事業に係る計画の内容	申期経営計画その他事業計画
8	申請事業内容	■ 補助金等の支援を申請する事業の概要 ■ 補助金交付金額及び金額決定に係る費用などの情報	■ 申請事業名・概要 ■ 補助金交付情報 ■ 補助対象経費
9	審査情報	■ 申請に対して審査員等が審査をした際の情報	■ 審査点
10	制度活用情報	■ 過去に認定・承認を受けた補助金・行政手続	■ 補助金交付の履歴 ■ 行政手続の履歴
11	課題に係る情報	■ 事業者が抱える課題等、事業者から中小企業庁や支援機関が 収集した情報(公募要領に記載する場合は、事業者を申請者と 記載)	事業者が抱える課題支援機関への相談内容
12	支援機関情報	■ 支援機関として登録している情報	■ 認定支援機関ID/認定支援機関名■ サービス内容■ 資格保有内容
13	支援情報	■ 申請者が支援機関から受けた支援に関わる内容	■ 支援内容

データ利活用の目的に対して活用するデータを整理した結果をもとに、法的論点の整理、及び規定類の改訂案を作成します。

【ご参考】データ利活用の目的に対して活用するデータ

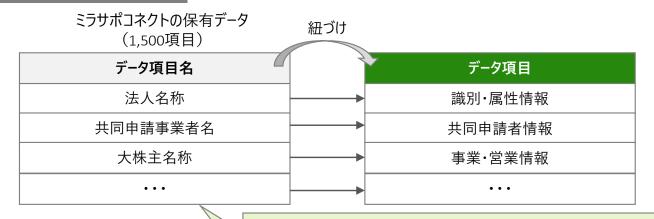
		データ項目								データ利用者										
				I	I	Ш	IV		7	7		VI	V		級	び中	独	[太]		帽中
		<u>1</u> 性識申情別請報 展の	2 者共 情同 報申 請	3 業事 情業 報 営		5 情担 報当 者	6 財務 情報		8 内申 容請 事 業	9 審査 情報	10 用制 情度 報活	11 る課 情題 報 係	12 情支 報援 関	13 支 援 情 報	経済産業省	び業務委託先	独利行政法人	研究機関 大学その他の	支援機関	規模事業者
1	行政機関における政策の効果検証(EBPM)の実施	0	0	0	0		0	0	0	0	0				0	0	0	0		
2	将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の活用(ワンスオンリー等)	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0			
3	中小企業・小規模事業者に 対する経営支援情報(補 助金や支援者等)の紹介	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0		0		0	
4	効果的な政策立案や経営 支援、業務効率化等のため の行政機関内での情報共有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
5	販売先・仕入先候補としての 他事業者への情報提供	0	0	0	0														0	
6	技術提携等に向けた情報提供	0	0	0	0														0	
7	経営相談に際する支援者による中小企業・小規模事業 者の情報の閲覧	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0				0		0	
8	支援機関の支援実績や専 門知見等の見える化	0	0				0						0	0	0	0	0		0	0
9	事業者・支援機関への支援 者情報の提供・マッチング												0	0	0	0	0		0	0

¹⁸ 令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(データ利活用ルール検討)

ミラサポコネクトが保有するデータを整理した全データ項目に振り分け、網羅性を担保しつつ 各データ項目に該当するデータを一覧化しています。

データ項目の分類に関する説明

データ項目の整理イメージ



各データ項目に該当するデータ項目一覧

-夕項目

の紐づけ

デ−タ項目	データ項目名
識別·属性情報	法人名称
共同申請者情報	共同申請事業者名
事業·営業情報	大株主名称
•••	•••

- 政府CIOポータル標準ガイドラインのデータ項目と各事業分の保有データが含まれている ミラサポコネクトのデーターを今回整理したデータ項目に基づいて分類
- 分類することにより、分類したデータ項目における過不足を確認するともに、各データ項目に含まれる情報を一覧化し、データ項目における網羅性を確認

データ項目における過不足の確認

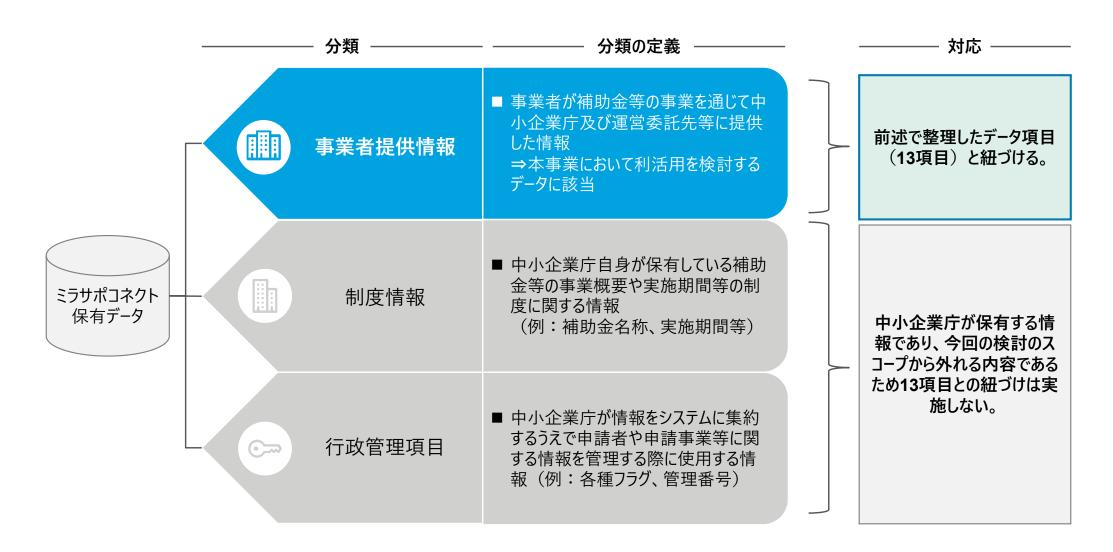
■ サポコネクトが保有するデータに対して、各事業が保有するデータとユデータ利活用の目的をベースに整理したデータ項目(13分類)の網羅性を確認し、データ項目の定義から大きく逸脱するデータ項目は基本的にないことを確認した。

各データ項目に含まれる情報の一覧化

■ ミラサポコネクトが保有するデータに対して、データ項目(13分類)の 定義に基づいてデータを分類し、各データ項目に含まれる情報を一 覧化した(分類の詳細は後述)。

ミラサポコネクトの保有データは、制度情報や行政管理項目も保有しているものの、事業者 提供情報のみを対象としてデータ項目との紐づけを実施します。

紐づけ時における課題及び基準



の紐づけ

活用データの分類の定義に基づいて、ミラサポコネクトが保有するデータ項目を分類しており、解釈・判断にブレが生じる可能性があるデータにおいては詳細な定義を検討します。

紐づけ時における課題

----->: 紐づけにおいて課題なし → : 紐づけにおいて課題あり

の紐づけ

基本的な考え方

- 原則として、データ分類(13分類)の定義に基づき、ミラサポコネクトの保有データ項目を分類する。
- なお、ミラサポコネクトの保有データにおいてentityによる分類があり、基本的にはその分類をベースとして整理している。

entity名	具体例		データ項目	具体例
中小企業基本	■ 法人名称■ 本社住所■ 本社設立年月日■ 資本金額		申請者の識別・ 属性情報	■ gBizID■ 申請者名(会社名/屋号等を含む)■ 本店住所・代表電話■ 資産額・従業員数
申請基本情報	■ 申請担当者氏名·役職 ■ 補助金申請番号 ■ 事業名称/目的		2 共同申請者情報	■ 連携先情報 ■ 加入組織情報 .
技術営業のノウハウに関わる情報	● 役員氏名/役職● 保有知的財産枝番号● 差別化ポイント		→3 事業・営業情報	事業内容特許情報販売先/仕入れ先株主・出資者
承継計画	■ 後継者の育成状況 ■ 承継のタイミング・関係	課題1	→ 4 承継情報	事業承継形態/事業承継状況承継者の要件承継先の基本情報
財務情報	■ 貸借対照表に係る情報 ■ 損益計算書に係る情報	現在の定義上、ローカル ベンチマークは「財務情 報」に紐づくものの、非 財務状況に係る情報を 有しており、判断のブレが	5 担当者情報	申請担当者名申請担当者の所属部署申請担当者の連絡先
ローカルベンチマーク	技術力・販売力の強み市場動向競合他社との比較	発生する可能性有	6 財務情報	■ 確定申告書等に係る情報■ 貸借対照表に係る情報■ 損益計算書に係る情報■ ローカルベンチマーク

活用データの分類の定義に基づいて、ミラサポコネクトが保有するデータ項目を分類しており、解釈・判断にブレが生じる可能性があるデータにおいては詳細な定義を検討します。

紐づけ時における課題

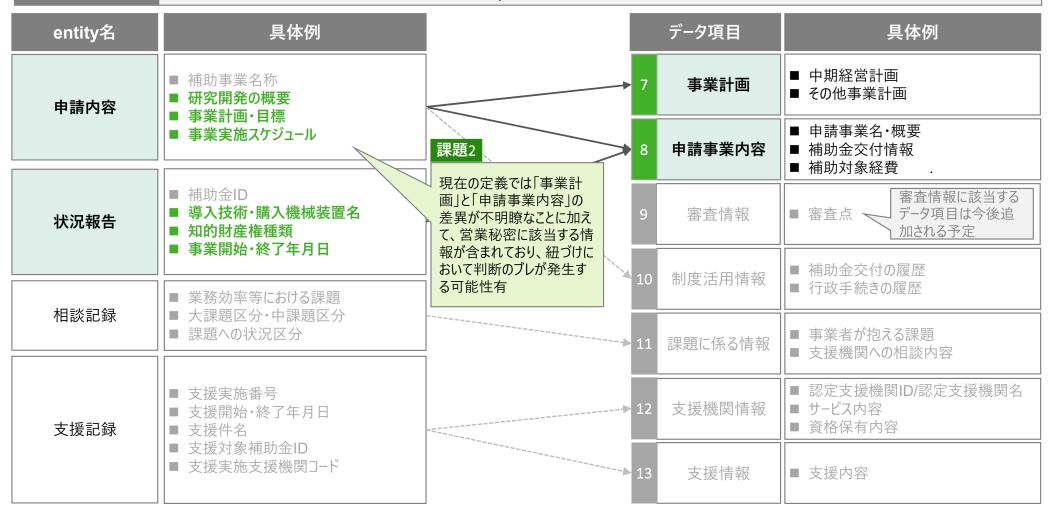
----->: 紐づけにおいて課題なし -----: 紐づけにおいて課題あり

一夕項目

の紐づけ

基本的な考え方

- 原則として、データ分類(13分類)の定義に基づき、ミラサポコネクトの保有データ項目を分類する。
- なお、ミラサポコネクトの保有データにおいてentityによる分類があり、基本的にはその分類をベースとして整理している。



データを紐づけるに当たり、判断・解釈にブレが発生する可能性がある項目に関して、データ 項目の定義に加えて新たに紐づけ時の基準を設けています。

紐づけ時の課題に基づいた分類の精緻化

課題1

現在の定義上、ローカルベンチマークは「財務情報」に紐づくものの、非財務状況に係る情報を有しており、判断のブレが発生する可能性有

「ローカルベンチマーク」 についての分類方針

■「ローカルベンチマーク非財務状況(事業計画)」に係る情報は、「財務情報」に該当しないため、「財務情報」には分類せず、各データ項目名の内容に合わせて他のデータ項目に分類にする。

の紐づけ

「申請事業内容」 に分類するデータ項目

- 原則として、事業者が中小企業庁の各事業(補助金、支援等)に対して 提出している特定事業に関わる内容は当該項目に分類にする。
- なお、報告時に提出する実績報告についても、最終的な支給額算定等に 使用されることもあるため、当該項目に分類にする。

課題2

現在の定義では「事業計画」と「申請事業 内容」の差異が不明瞭なことに加えて、営 業秘密に該当する情報が含まれており、紐 づけにおいて判断のブレが発生する可能性 有

「事業計画」 に分類するデータ項目

- ■「事業計画」「計画年度売上」等、将来の目標と捉えられる内容は当該項目に分類にする。
- また。スケジュール及び開始時期・終了時期等、実行の時間軸に関わる内容は当該項目に分類にする。

「事業・営業情報」 に分類するデータ項目 ■ 申請内容そのものが知的財産の開発、新たな研究・技術の開発等に関するデータ項目については、営業秘密に該当する可能性が高いことから、当該項目に分類にする。

3 データ利活用に向けた基本方針の整理

データ利活用に向けた基本方針を整理するにあたり、関連する法令に基づいて求められる対応を整理した上で、同意取得や規定類の改訂・作成に係る対応を検討します。

データ利活用に向けた基本方針の整理に向けたアプローチ



利活用するデータから関連する法令を洗い出し、データ利活用を実現するための対応方針を整理する。

- 今回取り扱っている情報には、個人の情報や企業の情報を含んでおり、これらの情報を取り扱いに関連する 法令を特定する。
- 特定した法令に基づいて、データ利活用するにあたり求められる対応の論点を整理し、各情報の取り扱いに関して対応方針を整理する。

<u>データ利活用を実現するにあたり、リスク等の評価に基づき同意取得の必要性を取得する必要性を整理するともに、同意取得の方法を検討する。</u>

- データを利用・提供する際に個人情報保護法で求められる利用目的等を提示した同意取得を実施する必要があるかを、実施しなかった場合のリスクを踏まえて整理する。
- また、同意取得を実施する場合においては、法令・運用上の観点からどのような形式で同意取得する必要があるかを整理する。

各事業の規定類の改訂を検討するにあたり、事業スキームや規定類の制定状況等に応じて事業をパターン化し、 パターン化の結果に応じて対応方針を整理する。

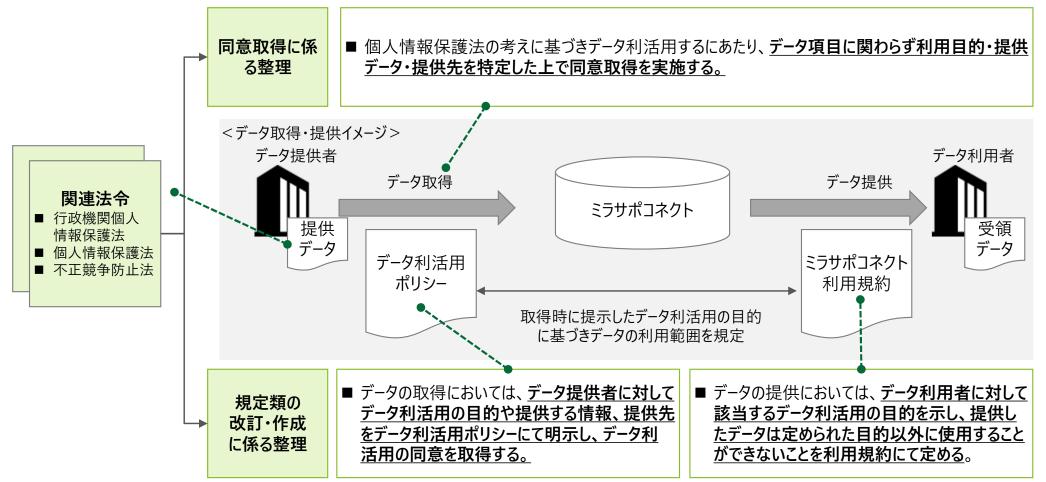
- 事業運営においてどのような機関が関与するかに基づいて事業スキームをパターン化し、各スキームにおいてデータ提供者とどのような規定を結んでいるかを整理する。
- 整理した各パターンにおいて結んでいる規定の対象となる情報や当事者を整理し、データ利活用に向けて改訂すべき規定を特定する。

データ利活用に向けては、個人情報保護法の考え方をベースとして、データ利活用の目的を特定の上、データ提供者・利用者ともに利用に関する同意を取得する方針です。

基本方針サマリ

基本方針 の考え方

- データ利活用に関する対応方針を整理するにあたり、取り扱うデータを基に関連法令を特定し、その法令で求められる対応及びリスクに基づき基本方針を整理している。
- 個人情報に関しては、データの利用や提供に関する定めがあるものの、営業秘密等においては明確な定めがなく、取扱いのリスク等を鑑み、個人情報保護法の考えに基づき、データ利活用に関する同意取得及び利用目的を特定する方針としている。



法令の

整理

各種申請で取得している情報 には個人情報と営業秘密の両 方を含んでおり、これら情報の 保護に関連する法律に基づき 保有する個人 対応を整理する。 情報の保護に 関する法律 個人情報保 関 申請情報 わ る情 基本情報 報 ■ 事業者名 ■ 役員名 個人情報の ■ 担当者名 保護に関する →法律(以下 個人情報保 ■ 事業計画 ■ 財務情報 ■ 特許情報 関わる情報営業秘密に ■ 設備投資

情報の取得・提供に関連する条項(一部掲載を割愛)

- 第三条(個人情報の保有の制限等)行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所 掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 第四条(利用目的の明示)行政機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該 本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示 しなければならない。
- 第八条(利用及び提供の制限)行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のた めに保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 - 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的 以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。
 - 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合で あって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供す る場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で 提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 第十五条(利用目的の特定) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目 的をできる限り特定しなければならない。
- 第十六条(利用目的による制限)個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目 的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第十八条(取得に際しての利用目的の通知等) 二個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得す る場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に 対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 第二十三条(第三者提供の制限) 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人 データを第三者に提供してはならない。

■ 第三条(差止請求権) 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、そ の営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求するこ とができる。

■ 第四条(損害賠償) <u>故意又は過失</u>により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これに よって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した 後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。



応 定 扱 営 をがい業 整なに秘 理い関密 たすの める取 対規り

27 令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(データ利活用ルール検討)

不正競争

防止法

護法)

行政機関の

(以下、行政

護法)

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

取デ 得 がタ 必利 要用 か・ 否提 か供 で異る なに るあ たた め 対応デ 方 針タ を利 整用 提 供に お

い

て

同

意

行政個人情報保護法と個人情報保護法における相違点

概要

- 行政個人情報保護法においては、保有する個人情報の利用目的を特定する必要があり、特定したデータ保有の目的範 囲内であればデータを利用・提供することが可能となる。
- 一方で、個人情報保護法においても個人情報の利用目的を特定する必要があるが、利用目的の範囲内であっても個人 データを第三者に提供する際には本人の同意を取得する必要がある。

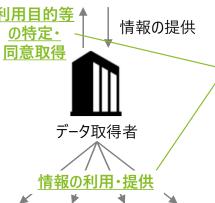
行政個人情報保護法

データ提供者 利用目的 情報の提供 の特定 データ取得者

■ データ取得時にデータ提供者に対し てデータ利用目的を特定する必要が あり、特定した利用目的の範囲内 であれば、同意取得をしていなくて もデータを利用・提供することができ る。

個人情報保護法





- 情報を利用・提供するにあたり、利 用目的を特定するとともに、第三者 に個人データを提供する場合、デー タ提供者から同意を取得する必要 がある。
- また、個人情報保護法ガイドライン (通則編) 3-4-1第三者提供の制 限の原則において、「同意の取得に 当たっては、事業の規模及び性質、 個人データの取扱い状況等に応じ、 本人が同意に係る判断を行うために 必要と考えられる合理的かつ適切 な範囲の内容を明確に示さなけれ ばならない」とされている。
 - ⇒同意の取得にあたり、提供される データの内容と提供先を概括的に でも示すことが望ましいと考えられる。

不正競争防止法上の営業秘密に該当する情報か否かは個別具体的な事情により異なるため、該当する可能性がある情報を幅広に捉えながら対応を検討する必要があります。

営業秘密の定義

営業秘密とは

- 営業秘密とは「有用性」「秘密管理性」「非公知性」の3つの要件に該当する企業の情報を指す。各情報が3つの要件に該当するかは個別具体的な事情により異なるため、どのデータ項目が営業秘密に該当するかは一意に特定することはできない。
- 不正競争防止法では、事業者の営業秘密が不正に利用されるなどの被害にあった場合においては、データ提供者は差止や 損害賠償等の請求ができるため、情報の利用・第三者提供に関しては企業側と同意形成する等の対応が必要になると考え られる。

有用性

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものである。

秘密管理性

営業秘密保有企業の秘密管意志が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意志に対する従業員等の認識可能性が確保されている。

非公知性

保有者の管理下以外では一般に公開されておらず、入手できない情報である。

出所:経済産業省 営業秘密とは (https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html)

法令の

整理

各データ項目を利活用するにあたり、原則、利用目的を明示した上で情報提供者から同 意を取得する方針です。

整理

法令の

データ項目の取り扱いの基本方針

		該当データ項目	判断の根拠	データ取扱い のリスク		データ取扱いにおける基本方針		
個人情報	1	申請者の 識別・属性情報	■ 主に個人事業主の氏名等、個人の名前が個人情報に該当			■ 個人情報保護法に示される通り、データの利用にあたっては同意取得を実施		
を含む	2	共同申請者情報	■ 共同申請者として、個人事業主が含まれる場合に 個人情報に該当	高		■ また 利田日的(データ利洋田の日的		
) 7次口	5	担当者情報	■ 法人の担当者の氏名や所属部署の情報は個人情報に該当				上で同意を取得	
	3	事業・営業情報	■ 特許情報や取引情報等、事業活動において有用と なる情報であり一般的に営業秘密に該当			音の		
当来1/2 do	4	承継情報	■ 事業の承継に関する情報は、経営に係る重要な判断であり、営業秘密に該当する可能性有	高		■ 不正競争防止法において、営業秘密 の提供により提供者から差止請求等が 行われる可能性があるため、データ利活 用にあたっては、同意取得を実施		
営業秘密 を含む データ項目	6	財務情報	■ 一般的に中小企業の財務三表は営業秘密に該当			用にあたっては、同意取得を実施 また、提供者との認識齟齬を避けるた		
ノーノ切口	7	事業計画	■ 事業計画は、一般的に各社の経営戦略等を含む非 公開の情報であり、営業秘密に該当する可能性有			■ また、提供者との認識齟齬を避けるため、利用目的に関しても、同様にできる 限り特定		
	8	申請事業内容	■ 各社が進める事業・研究開発の内容及び投資状況 等は営業秘密に該当する可能性有			詳細		
	9	審査情報				は的し		
上記以外	10	制度活用情報	■ 既に公開されている情報や営業秘密に該当しない情			は 法的には同意取得等は必要ないが、ハは 法的には同意取得等は必要ないが、ハ		
のその他データ項目	11	課題に係る情報	報であると想定されることから、原則、データの利用・ 提供によりデータ提供者に不利益を及ぼす可能性が	低~中		■ 法的には同意取得等は必要ないが、ハ レーションの発生等を抑制する意味で可 能な限り同意取得を実施		
, /次口 	12	支援機関情報	低い情報			比の政グ門总集団で大地		
	13	支援情報						

同意取得の必要性を整理するとともに、実際に同意取得する際の内容や方法を検討する。

同意取得に係る整理のアプローチ

同意取得の必要性 の整理

同意取得の内容

同意取得の方法

同意取得の必要性について方針を整理する。

■ 規制法的な側面に加えて契約法的な側面も考慮し、個人情報を含むデータ、営業秘密を含むデータ、及びそれ以外のデータについても、原則として同意を取得する必要があるのかを明確化する。

同意取得時に申請者にどのような情報を示すか等を整理した上で同意取得の内容を整理する。

- データ利活用の目的(ユースケース)、データ利活用の対象データ、提供先について、これまでの事業データ等に基づいて 整理し、公募要領等で申請者に対して示す内容を明確化する。
- 提供者に基づきリスク判断を実施し、データ利用・提供において一定のリスクがあると考えらえれるユースケースに関しては 暫定的に同意取得の対象外とし、対象とすることができるタイミングや方法を整理する。

データ提供者からデータ利活用の同意を取得するにあたり、どのような同意取得の方法が適切かを整理する。

■ データ提供者から同意を取得する方法として、チェックボックスを設置するパターンと、補助金の申請等を以て同意したと みなすパターンの2種類が考えられることから、法的及び運用的な観点から各パターンを評価し対応を検討する。

過去の同意取得 への対応

将来の同意取得 の対応

- 過去の対応でデータの利用に関して同意を取得しているデータについて、継続してデータ利活用を実施する場合の考え方を整理する。
- 定型約款の整理等に基づき、利用目的を追加する際に新たな同意取得の必要性を整理する。

必要性

個人情報に該当しないデータを第三者へ提供することに対する法規制は無いが、契約に対する不法行為とみなされる可能性を鑑み、同意取得を実施するべきと考えます。

同意取得の必要性



司意取得 に係る 必要性

該当するデータ項目の概要

個人情報 を含む デ-タ項目

■ 個人情報を含むことから、行政個人情報保護法又は個人情報保護法の適用を受ける可能性が高い データ項目

同意取得が必要と判断した根拠

■ 行政個人情報保護法においては、必ずしも同意取得を必要としていないものの、行政機関以外の第三者に情報を提供することから提供者からのクレーム等が発生する可能性を鑑み個人情報保護法に基づいて同意を取得する。

営業秘密 を含む データ項目

- 営業秘密(以下の条件)に該当する可能性がある情報を有しており、不正競争防止法の適用を受ける可能性が高いデータ項目 【営業秘密の条件】
 - ▶ 有用性
 - ▶ 秘密管理性
 - ▶ 非公知性

その他データ項目

■ 個人情報や営業秘密に該当せず、データの公開等により、データ提供者に不利益を及ぼす可能性が低いデータ項目

- 個人情報に該当しない情報について、情報を取得した者がデータ提供者から当該情報の利用や第三者への提供に関して、同意を取得しなければならないといった法規制はない。
- 契約法的な視点から、情報の取扱いについて同意を取得していない場合 や同意の範囲があいまいな場合は、申請者から申請の際に公募要領等で 同意した内容に対する違反を問われる可能性がある。
 - ※ 公開されている情報においても、公開している主体の同意なく、データを 取得した行為に対して不法行為(民法709条)が成立した裁判例有

これらのリスクを考慮し、情報の利用や第三者提供について、提供するデータの種類や目的、提供先について同意を取得する方が、申請者からの同意違反を問われるリスクは低減できるものと考えられる。

データ利活用の目的に関しても、活用するデータとその提供先によってリスクが変動します。特にリスクの高い項目について、規定類に掲載する利活用の目的から除外します。

データ利活用の目的(活用データと提供先)におけるリスク評価と同意取得範囲の特定



同意取得 に係る 必要性

			活用デー	タのリスク		デ−タ利用者のリスク			
	データ利活用の目的	個人情報 を含む デ-タ項目			リスク	対応方針			
1	行政機関における政策の効果検証 (EBPM)の実施(匿名加工無)	0	0	0	高	• 行政機関 • 研究機関	低		
2	将来的な申請の円滑化に向けた申 請情報の活用(ワンスオンリー等)	0	0	0	高	• 行政機関	低	■ データ利活用の目的として記載す	
3	中小企業・小規模事業者に対する経営支援情報(補助金や支援者等) の紹介	0	0	0	高	• 行政機関 • 支援機関	低	る利活用の目的としてリスクは高くないと判断し規定類に反映	
4	効果的な政策立案や経営支援、業 務効率化等のための行政機関内での 情報共有	0	0	0	高	• 行政機関	低		
5	販売先・仕入先候補としての他事業 者への情報提供	0	0		高	• 事業者 • 支援機関	高	■ 取扱いのデータとデータ利用者の 範囲ともにリスクが高いことから、 規定類に反映する対象から除外	
6	技術提携等に向けた情報提供	0	0		高	• <u>事業者</u> • 支援機関	高	■ <u>ただし、今後追加する可能性があることから、追加時に対応を検討(次頁を参照)</u>	
7	経営相談に際する支援者による中小企業・小規模事業者の情報の閲覧	0	0	0	高	• 独立行政法人 • 支援機関	低	■ データ利活用の目的として記載す	
8	支援機関の支援実績や専門知見等の見える化	0	0	0	高	行政機関支援機関事業者	低	る利活用の目的としてリスクは高くないと判断し規定類に反映 (第三者の事業者には個人情報や営業秘密に該当する情報	
9	事業者・支援機関への支援者情報 の提供・マッチング			0	低	行政機関支援機関事業者	低	は公開しない想定)	

申請者が同意する内容を選択できるようになるデータコントロールポータルがリリースがされるタイミングで、除外している目的を追加することでリスクを低減できると考えられます。

ユースケースを追加するタイミング



同意取得 に係る 必要性

各種規定類 を改訂 ミラサポコネクト をリリース データコントロールポータルが使用できるようになるタイミングで、ユースケースの追加は可能と考えられます。

ミラサポコネクト導入前

同意取得 方法 ■ ミラサポコネクト導入前のため、各事業の申請にあたり、申請情報の集約及びデータ利活用の全項目に対して申請者は同意する前提

ミラサポコネクト導入後

- ミラサポコネクト導入後は、申請システム上で各利活用の目的に対して同意のチェックボックスを設置し、項目ごとに同意するデータ利活用の選択可能
- また、データコントロールポータルで、事後的にデータの提供 先を変更することが可能になる予定

ユースケース の追加可否

- 追加の判断:不可
- 判断の根拠:全てのデータ利活用の目的に対して申請者が同意を取得することからも、民間事業者にデータを提供する当該当該利活用に対する申請者のハレーションが大きくなる可能性が高く、ユースケースを追加するタイミングとして適切ではないと考えられる。
- 追加の判断:可
- 判断の根拠: データコントロールポータルによって、申請者が同意した項目に限りデータ利活用が可能になるという制御が可能になることで、民間事業者への提供を忌避する申請者はそのデータのみ対象外とすることが可能となるため、データ利活用の目的として追加が可能なタイミングであると考えられる。

データ利活用の同意取得に関して、チェックボックスの設置等にかかるコストやリードタイムを鑑み、申請を以てデータ利活用に同意したとみなす対応が現実的であると考えます。

同意取得方法に関する検討



同意取得 に係る 必要性

同意取得方法 に対する前提

- データ利活用に向けて、データ提供者からは明示的に同意を取得することが必要と整理している。
- 明示的に同意を取得する方法としては、以下の2パターンが考えられることから法的及び運用的な観点から評価する。 【パターン1】データの利活用に対してチェックボックスにより同意を取得する 【パターン2】申請を以てデータの利活用に同意したとみなす

	対応内容	評	価		
	对心的各	法的な整理	運用的な整理		
【パターン1】 データの利活用に 対してチェックボック スにより同意を取 得する	同意取得において、申請フォーム上に同意する 旨を回答するチェックボックスを設置する。	■ 特になし	■ 各事業の申請システムで同意取得用のページとチェックボックスの設置等の改修が必要となり、時間やコストがボトルネックとなる。■ 早期運用開始を目指す場合、現実的には対応し得ない可能性が高い。		
【パターン2】 申請を以てデータの 利活用に同意した とみなす		■ 公募要領等で申請者が容易に認識できるような形で明記し、申請という申請者の能動的な行動を条件として同意したものとみなすとしていることから、申請者は明確な同意をしたと整理できる。しかし、システム上での同意の取得とは異なり、申請者が確認した証跡を示せないこともあり、申請者が「確認をしていなかった」等の主張ができる余地を残す。	■ 規定類の変更のみであるため、比較的容易に 対応できる。		



ミラサポコネクトのスピーディーな展開に向けては、申請を以て同意とみなすという対応が現実的と考える。

過去のデータの利活用については、新たに同意取得を実施しない場合、これまで実施してきた中小企業庁内部での利活用に支障をきたす可能性があります。

過去のデータの利活用に係る論点



司意取得 に係る 必要性

これまでの対応 今後の対応

データ利活用 の範囲

- ▶ 中小企業庁内部での利活用を中心に実施しており、例えば、以下のユースケースに該当する利活用を実施してきた。
 - 行政機関における政策の効果検証(EBPM)の実施
 - 支援機関の支援実績や専門知見等の見える化(支援機関の評価)
- ▶ 左記のユースケースは継続して実施する必要がある。
- ▶ 加えて、今回追加する7つのユースケースでの利活用を実施する必要がある。

同意取得 内容

▶ 事業ごとにばらつきはあるものの、以下のような記載を実施する事で利活用の範囲を明示してきた。

【事業継続力強化計画】

III. 利用目的

II.3. で収集した情報は、審査・広報活動・関係府省庁への報告、および中小企業政策の分析、立案の参考として利用します。

【持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)】

日本商工会議所に提出された個人情報は、補助金交付元である国および独立行政法人中小企業基盤整備機構と共有します。また、以下の目的のために使用します。

- ①補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- ②経営活動状況等を把握するための調査 (事業終了後のフォローアップ調査含む)
- ③その他補助金事業の遂行に必要な活動

- ▶ 原則としては、新たな公募要領等に基づいて、同意取得を 実施する。
 - ▶ 利用目的 (ユースケースの明示)
 - ▶ 利用データの明示
 - ▶ 提供先の明示

新たな公募要領に同意してもらえない場合や公募要領の改訂が間に合わない場合、 これまで実施できていた中小企業庁内部でのデータ利活用に支障をきたす可能性がある。

中小企業庁内でデータを活用していたケースについて、中小企業庁内で活用する限りにおいては、リスクを受容しつつ継続的に活用することが適切であると考えます。

過去のデータの利活用に係る対応方針



司意取得 に係る 必要性

考え方

結論

行政個人情報 保護法の 「相当な理由」に 基づく活用

- 行政個人情報保護法第八条で、原則として利用目的以外の目的のためにデータを活用できないとしている。
- 一方で、本人の利益や社会公共の利益があり、行政機関内部での利活用を実施する場合で、相当な理由があれば利活用可能とされる。
- ただし、これまでに示されている例示からすると、相当な理由の範疇は狭く解釈されており、同意取得が必要となると考えられる。

「相当な理由」と認められない可能性があり、利活用上リスクがある。

リスクを踏まえた 対応

- 同意取得なしで利活用が可能とまでは言えないとしても、以下の点を考慮すると、中 小企業庁内部での利活用には、利活用上のリスクは極めて低いと考えられる。
 - ▶ データ提供者への影響

行政機関内部での利活用であり、申請者に対してデータの利活用等を通知することはないため、利活用の実態が顕在化する可能性は極めて低い。

▶ 既存の同意内容との整合性

中小企業庁内での利用である限りは、既存の公募要領・プライバシーポリシー等で示していた「審査・広報活動・関係府省庁への報告、および中小企業政策の分析、立案の参考として利用」とい目的から大きく外れる内容ではない。

▶ 顕在化した場合の影響

対象のユースケース(EBPM/支援機関の評価等)は、「社会公共の利益」のための活用であり、利活用したことそのものをもって批判を受ける可能性は低いと考えられる。

一定のリスクはあるものの、 リスクを受容し活用を継続するのが 適切と考えられる。 ※ただし、中小企業庁の外部に提

※たたし、中小企業庁の外部に提供する場合においては、利活用の目的を特定した上で同意を取得する必要があると思料

個人情報である限りにおいて、行政機関個人情報保護法に基づいて対応する必要があるが、「相当な理由」や「特別の理由」がある場合は、同意を得ずに利活用が可能となります。

行政個人情報保護法における同意取得の必要性



同意取得 に係る 必要性



保有個人情報の利用目的以外の利用・提供は禁止(8条[9条]1項)

例外

※本人の同意がなければ目的外利用・提供ができない制度ではない

- 1. 法令に基づく場合(8条[9条]1項)
 - (例) 刑事訴訟法197条2項に基づく捜査事項照会など
- 2. 本人の利益や社会公共の利益がある場合等(8条[9条]2項)



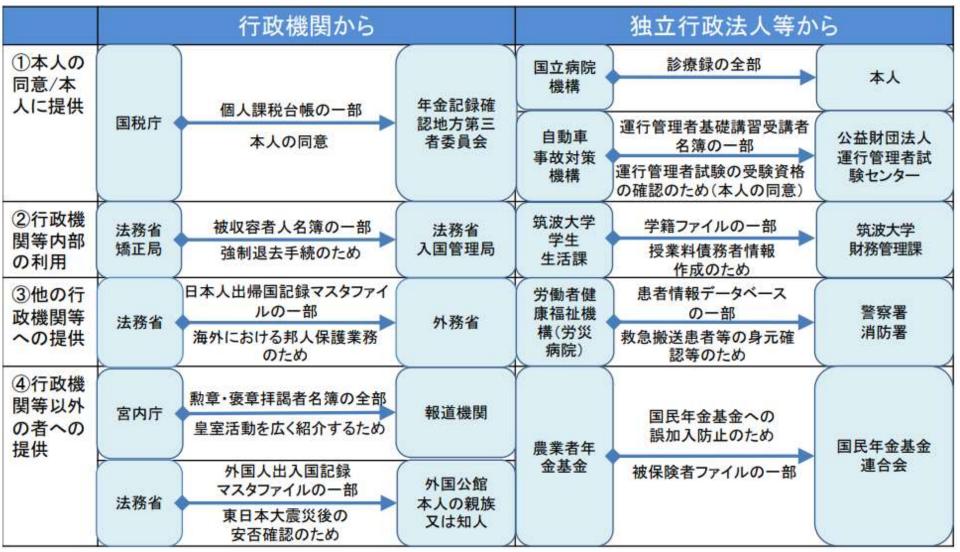
出所:行政機関等個人情報保護制度の概要(総務省行政管理局)

相当な理由の範疇は非常に狭く解釈されている可能性があり、次頁で示す契約法的観点 を考慮しても原則として同意取得を厳格に実施するのが適切であると考えます。

【ご参考】本人の利益や社会公共の利益がある場合の例



司意取得 に係る 必要性



出所:行政機関等個人情報保護制度の概要(総務省行政管理局)

規定類の変更する際に申請者から同意を取得しないケースも一般に存在していますが、利用目的等に関する変更を行う場合には同意取得が必要だと考えます。

規定類変更時の同意取得の必要有無について



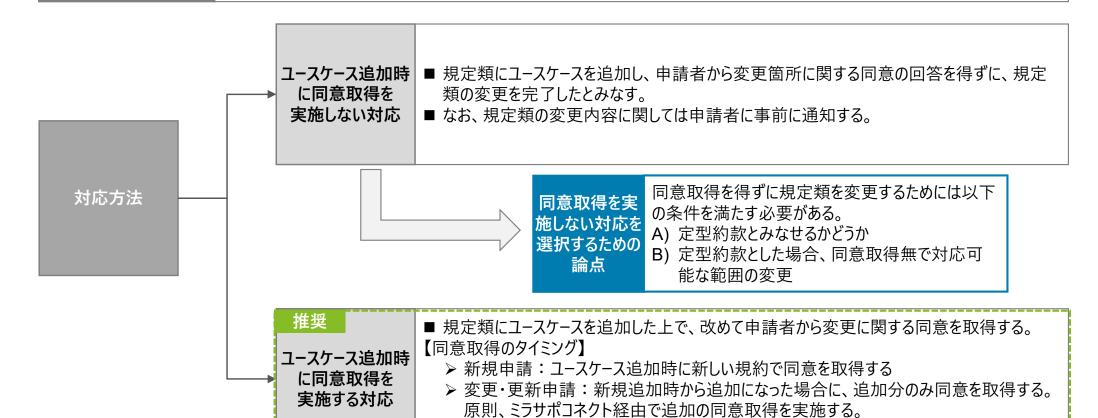
司意取得 に係る 必要性

前提

■ 本事業の特性から、プラットフォーム上でサービスを提供し、収集したユーザーの情報を基に多様なビジネス(特に目的の異なる新たなビジネス)を展開している企業として、Amazonや楽天等の、プラットフォーマー型の企業を対象に利用規約を調査した結果、原則、企業が規約の内容を変更することができる状況となっている。(当該企業の利用規約に、原則、企業が規約の内容を変更でき、ユーザーがアクセス・利用をした時点で変更した規約に同意したとみなす旨の記載有)

※システム上、同意済みの方に追加同意取得依頼を出せるかは要確認

■ そのため、中小企業庁の事業に関わる規定類の変更において、申請者から同意を取得する必要性を検討する。



申請者から同意取得せずに規約を変更するためには、いずれの条件も満たしている必要があるが、今回の変更に関しては条件を満たしていない可能性が高いと考えられます。

申請者から同意取得を得ずに規定類を変更するための条件



司意取得 に係る 必要性

Α

定型約款 とみなせるかどうか

- 以下の2点を満たす契約である必要がある。
 - ▶ 定型約款準備者が不特定多数の者を 相手方として行う取引(当事者要件)
 - ➤ その内容の全部または一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの (画一性・合理性要件)

■ 定型約款はその内容の全部又は一部が画一的であることが双方にとって合理的なものをいうとされていますが、データコントロールポータルでデータの第三者提供の範囲を申請者毎に設定できることから、同意内容が申請者間で画一的であるといえなく、定型約款とみなせない可能性がある。

В

定型約款とした場合、 同意取得無で対応 可能な範囲の変更 ■ 要件①もしくは要件②のいずれかを満たす必要がある。

【要件①】

定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき(利益変更)

【要件②】

定型約款の変更が、契約をした目的に 反せず、かつ、変更の必要性、変更後の 内容の相当性、この条の規定により定型 約款の変更をすることがある旨の定めの 有無及びその内容その他の変更に係る 事情に照らして合理的なものであるとき いずれも同意取得無で対応可能な範囲の変更とは言えない可能性がある。

- 要件①について
 - ▶ 民間事業者に自身の営業秘密を含む情報を提供することは申請者に とって利益となると言い切れず、要件を満たさない可能性がある。
- 要件②について
 - ▶ 民間事業者のデータ提供は他のユースケースと提供先が異なり、契約した 目的と反していると考えられる。
 - ▶ 「その他の変更に係る事情」において、民間事業者に対して自身の営業 秘密を含む情報を提供する場合等、申請者にとって不利益がある等、 「合理的なもの」と評価できない可能性がある。

なお、不利益を軽減させる措置、例えば、事後に公開先を変更できる データコントロールポータル等により、不利益を軽減させ、合理的と解釈し 得るようなケースも考え得るが、**単年度で終わる事業においてユースケース** を追加した後に申請者が同意内容を変更する時間的な猶予や誘導が 十分に実施できるとは言い切れず、十分な措置と言えない可能性があ る。



A・Bともに、申請者からの同意取得なく規定類を変更するための要件を満たしていない可能性があることから、

ユースケース追加時に同意取得を実施する対応を推奨する。

民間事業の場合、利用規約が定型約款とみなせることに加え、契約している目的に反しな は い程度の変更であるため、同意取得無で利用規約を変更することが可能となっています。

【ご参考】プラットフォーム上でサービスを提供する民間事業の例



に係る 必要性

Amazon

利用規約(引用:https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=GLSBYFE9MGKKQXXM)

- サイトの運営方針、変更、可分性
 - ➤ 当サイトに掲載されている、価格などについての当サイトの運営方 針をよくお読みください。これらの方針は、お客様のAmazon.co.jp のご利用も規制します。Amazon.co.jp は、当サイト、方針、利用 規約をいつでも変更できる権利を保有します。この規約の一部が 不正または無効である、何らかの理由で施行できない場合は、そ の規約は可分であるとみなされ、それ以外の規約の有効性および 拘束力に影響を及ぼすことはありません。

- 画一的かつ不特定多数との契約であることから、定型約款とみなすことができると考えられる。
- また、既存のサービスを前提としていることから変更内容が契約している目的に大きく反しないと考えられることと、規約上で発行者が規約を変更できるものと定めており、利用者からの同意取得なしで利用規約の変更が実施できる状況であると考えられる。

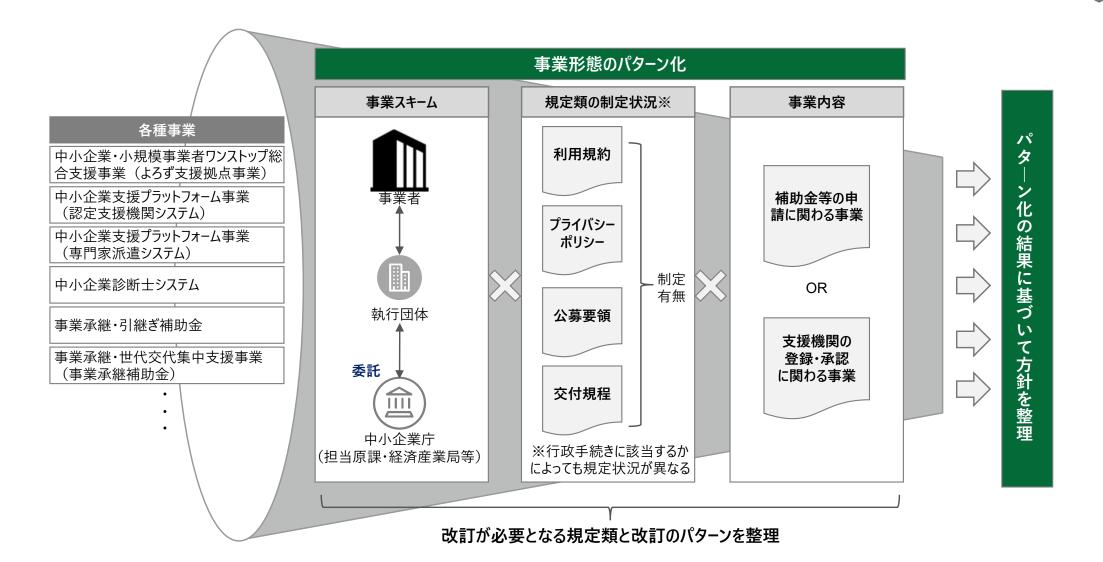
楽天市場

楽天ショッピングサービスご利用規約(引用<u>:https://www.rakuten.co.j</u>p/doc/info/rule/ichiba shopping.html)

- 楽天グループ株式会社がお客様に対し、インターネット上でショッピング サービスを提供するにあたって、以下の利用規約を制定しております。 お客様が本サービスをご利用された場合、本規約に同意したものとみ なされますので、よくお読みください。
 - 本規約は、ショッピングサービスの利用に関するルールや権利関係を明確化したもので、サービス内容には一切変更ございません。
- 第3条(付帯サービスの追加・変更等)
 - ▶ 当社は、事前にお客様に通知することなく、本サービスに付帯する サービス(以下「付帯サービス」といいます。)を適宜追加し、また は当該サービスの内容を変更することがあります。お客様が当該 サービスを利用する場合、追加、変更後の当該サービスに適用される規約、ガイドライン等に従うものとします。
- 第8条(個人情報の取扱い)
 - ▶ 8. 本方針の変更 ※楽天グループの個人情報保護方針より 私たちは、本方針を、法令変更への対応の必要性および事業上 の必要性等に応じて、随時、変更および改正する場合があり、当 該変更等について、このウェブサイト上に掲載します。 お客様は、このウェブサイト上に掲載します。 お客様は、このウェブサイト上に掲載します。

各事業の規定類の改訂を検討するにあたり、事業形態や規定類の制定状況等に応じて 事業をパターン化し、パターン化の結果に応じて対応方針を整理します。

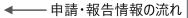
規定類の改訂に向けた検討におけるアプローチ



規定類に

事業形態パターンは事業スキームによって6種類に分類可能であり、大きく分けると中小企業庁が直接実施する事業とそれ以外で規定類に差異があります。

事業形態パターンと規定・規約 (1/3)





中小企業庁が申請を受付

▶ 中小企業庁及び各地方の経済産業局が 主体となって各種事業の申請等を受付けて いる事業



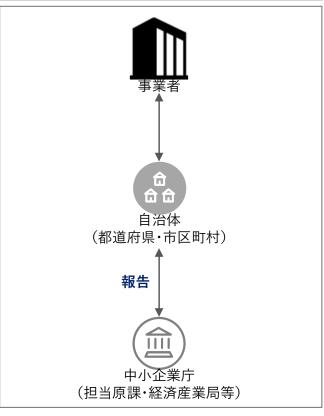
自治体をが申請を受付

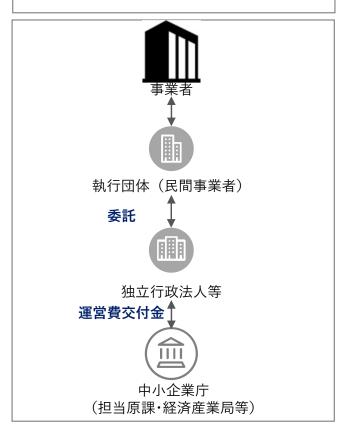
▶ 中小企業庁所管法令に基づき自治体 (都道府県・市区町村)が申請の受け取り窓口となる事業



➤ 独立行政法人等が運営費交付金を受領 し、一定の独自性をもって事業運営を実施 する事業





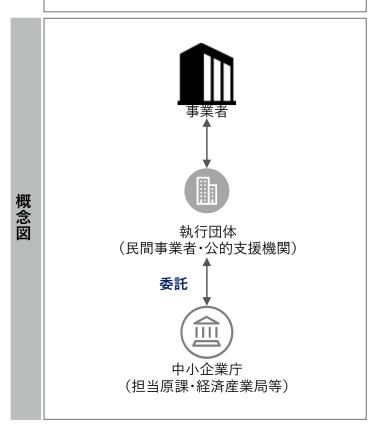


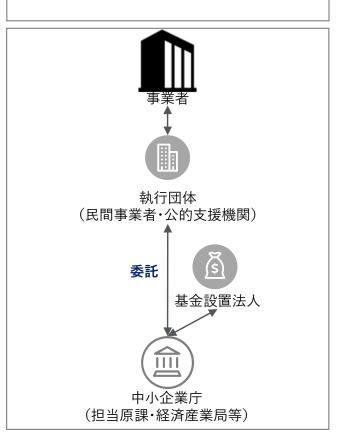
事業形態パターンは事業スキームによって6種類に分類可能であり、大きく分けると中小企業庁が直接実施する事業とそれ以外で規定・規約に差異があります。

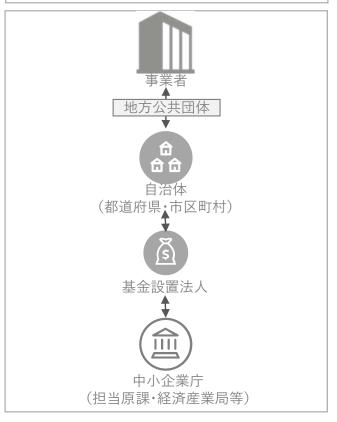
事業形態パターンと規定・規約 (2/3)

◆ 申請・報告情報の流れ

- D 民間事業者・公的支援機関 への委託・補助
- ▶ 民間事業者・公的支援機関が中小企業 庁からの委託に基づき実施する事業
- 基金設置法人を介した委託
- ▶ 中小企業庁から基金設置法人が選定された上で、執行団体への資金提供が実施される事業
- 基金設置法人を介し 地方公共団体が実施
- ▶ 経営安定関連保証等対策費補助金が対象となるが、本プロジェクトの調査対象事業外





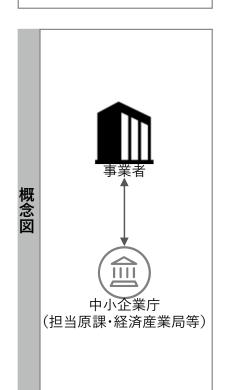


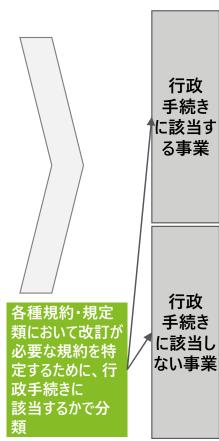
事業形態パターンAにおいて、行政手続きに該当する・しない事業、申請事業・支援機関 登録事業に細分化することで各種規定の制定状況を整理します。

事業形態パターンと規定・規約(3/3)

中小企業庁が申請 を受付

▶ 中小企業庁及び各地方 の経済産業局が主体と なって各種事業の申請 等を受付けている事業





行政 手続き

る事業

行政

手続き

に該当し

A3

データの内容に紐づくユースケースを特定するために申請 事業、支援機関登録事業とそれ以外で分類 申請事業※1 支援機関登録事業※2

A1		(A

行政手続きの申請事業

行政手続きの 支援機関登録事業

該当無

その他事業

規定類に

行政手続きではない	<u>行政</u>
申請事業	支援

A4

手続きではない 支援機関登録事業

行政手続きではない 事業(個別検討)

※1補助金等の申請に関わる事業のこと

※2 支援機関の登録・承認に関わる事業のこと

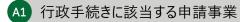
A5

各事業を事業形態パターンに分類した上で、各種対応を実施します。

各事業形態パターンに該当する事業



中小企業庁が申請を受付



- 11:経営力向上計画
- 12:【所得拡大促進税制】経営力向上に係る事業実施状況の報告
- 20:事業継続力強化計画の申請

A2 行政手続きに該当する 支援機関登録事業

- 4:中小企業支援プラットフォーム事業 (認定支援機関システム)
- 6:中小企業診断士システム
- 18:情報処理支援機関
- 24:商工会等の経営発達支援計画の 認定申請

A3 行政手続きに該当しない申請事業

- 15:戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業)
- 16:商業・サービス競争力強化連携支援 事業(サビサポ事業)
- 25: JAPANブランド育成支援等事業

行政手続きに該当しない 支援機関登録事業

- 5:中小企業支援プラットフォーム事業 (専門家派遣システム)
- 26: M&A支援機関の登録制度

A5行政手続きに該当しない事業(その他)

- 7:中小企業支援プラットフォーム事業 (ミラサポplus)
- 21:中小企業行政に関する苦情若しくは 意見の申出又は照会

B 自治体をが申請を受付

19:経営革新計画の申請

D 民間事業者・公的支援機関 への委託・補助

1:中小企業等連携組織対策費事業 (中小企業組合等指導・支援事業)

規定類に

系る整理

- 2:中小企業等連携組織対策費事業 (諸制度改正に伴う専門家派遣等 事業)(全国中央会)
- 3:中小企業・小規模事業者ワンストップ 総合支援事業(よろず支援拠点事 業)
- 8:事業承継・引継ぎ補助金
- 9:事業承継·世代交代集中支援事業 (事業承継補助金)
- 10:事業承継・引継ぎ推進事業(事業 承継トライアル実証事業)
- 14:ものづくり・商業・サービス高度連携 促進事業費

運営交付金を受けた 独立行政法人等が事業運営

- 13:ものづくり補助金
- 22:持続化補助金 (低感染リスク型ビジネス枠)
- 23:持続化補助金(一般型)

基金設置法人を介した委託

17:事業再構築補助金

※パターンFは対象事業がないため記載無

事業類型化に応じて、以下の通り規定の改訂もしくは作成を実施します。

各事業形態パターンにおける規定の制定状況と対応方針

	ジニュ か	規定の制定状況			規定の制定状況		
	行政 手続き	利用規約	プライバシー ポリシー	公募 要領	交付 規定		
A 行政手続き に該当する申請事業	0	\triangle	0				
企 A2 行政手続きに該当する	0		0				
が A3 行政手続きに該当しない 申請事業				0	0		
請を を 行政手続きに該当しない 支援機関登録事業				0			
付 A5 行政手続きに該当しない事 業(その他)						X	
B 自治体をが申請を受付	0					^\	
C 運営交付金を受けた 独立行政法人等が事業運営				0	0		
D 民間事業者・公的支援機関 への委託・補助				0	0		
基金設置法人を介した委託				0	0		
を 基金設置法人を介し 地方公共団体が実施		該	当事業な	îl			

○:全事業で該当 △:一部事業で該当

対応方針

行政手続きに該当する申請・登録事業

利用規約の改訂又は作成

- 利用規約が既にある事業は文言を改訂する想定
- 利用規約が存在しない事業は利用規約を新規に作成

行政手続きに該当しない申請・登録事業

公募要領・交付規程を改訂

- 申請者に対する規定である公募要領に対して、データ利活 用の目的を追加する等の改訂を実施
- 原則、交付規程の改訂は不要とするものの、交付規程と公 募要領で矛盾が生じる事業は交付規程の改訂も実施

その他事業

個別検討

■ ミラサポplusや申し立ての受付等、特定の事業形態にパターン化できない事業であり、各事業においてデータ利用範囲を定める規定に利活用の目的を追加する想定

規定類に 係る整理

改訂が必要となる規定の特定

行政手続きに該当する申請・登録事業

行政手続きに該当しない申請・登録事業

各種規定の位置づけ

■ 自補助金等の事業や申請システムを利用する事業者に対して、利用方法やそこで取得した情報の利用範囲が定められている。

■ <u>一般的にサービス提供に関する全般のルール</u> が定められている。 公募要領

■ 補助金等の申請方法や申請に関わるルールが定められている。

■ <u>申請時に提供されるものであるため、非採択</u> 者を含む申請者全体に対して適用される。

プライバシー ポリシー

利用規約

■ 個人情報をどのように取り扱うかが定められている。

■ <u>一般的に個人情報のみを対象としてポリシー</u> は作成される。 交付規程

■ 補助金の交付に関する手続き方法や交付に 関わるルールが定められている。

■ <u>補助金の交付の際して適用されるため、採択</u> 者のみが対象となる。

改訂対象

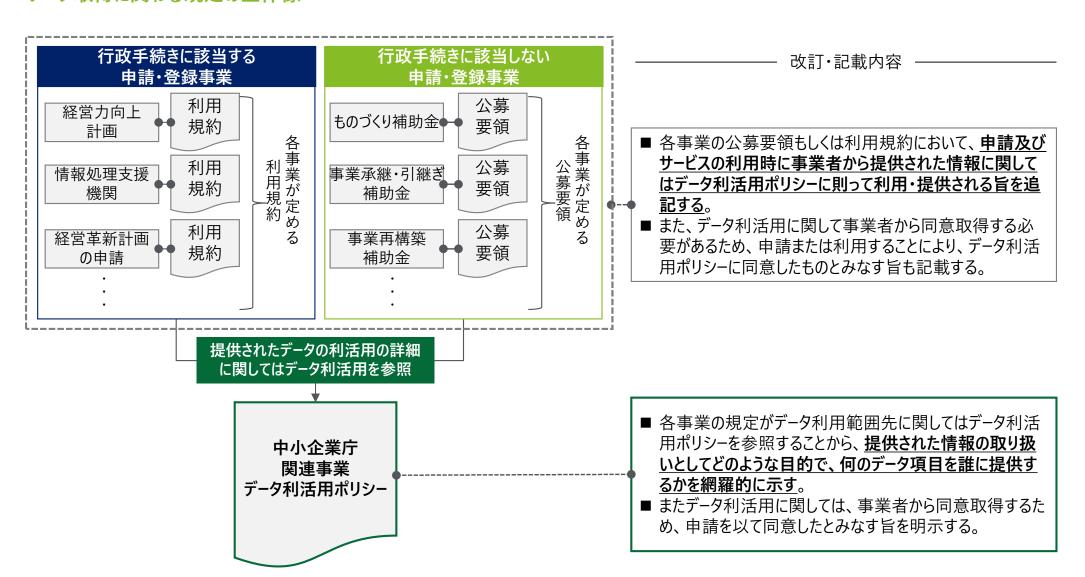
中企庁がHP上に公開しているプライバシーポリシーは基本的にサイトで取得した個人情報の取り扱いに関する方針が定められており、 サービス提供に関するルールは利用規約に定められていることから、 原則として利用規約を改訂する必要があると考える。

個社支援やEBPMの実施において、非採択者のデータを含めた全てのデータを利活用する想定のため、申請者全体に適用される公募要領を改訂することが適切だと考える。

4 データ取得時における対応

データ利活用の同意を取得するにあたり、データ利活用の目的等はデータ利活用ポリシーに明示し、各事業の規定類にデータ利用に関しては同ポリシーに従う旨を記載します。

データ取得に関わる規定の全体像



データ利活用ポリシーにおいて、データ提供者からデータ利用目的に対する同意を取得するため、情報の取り扱いや同意取得に関する対応方針を明示します。

データ利活用ポリシーの構成

		規定内容
	申請情報	■ 補助金等の事業において取得した情報を利活用するため、利用目的や提供するデータ項目、提供先を提示し、データの利用範囲をデータ提供者に対して明示し利用範囲を定める。(具体的な「利用目的」「提供データ項目及びその定義」「提供先」に関しては一覧の表にまとめて掲載する。)
取得した 情報の取り扱 いについて	第三者が含まれる情報	■ 補助金等の申請時に提供する情報には、共同申請者の情報等、申請している事業者以外の情報も含まれている場合もあり、その情報に関しても利活用する可能性があることから、第三者が含まれる情報の提供に関しては事業者自身で第三者から承諾を得る旨を定める。
	補助金の採択者情報	■ 採択者の情報に関してはサイト上で一般に公表する想定のため、その情報を公表する旨と公開される 可能性がある内容をデータ提供者に明示する。
同意取得について		 ■ データを利活用するにあたりデータ提供者から同意を取得する必要があり、今回の対応においては申請を以て同意したこととみなす方針であることから、その旨を明記する。 ■ また、支援機関に情報を提供するにあたっては、事業者自身が個別に開示を承認する仕組みを導入することから、その旨を明記する。
提供先における 情報管理について		■ 支援機関や大学等の研究機関に対して情報を提供することから、提供するデータの取り扱いに関しては適切な管理を義務付ける旨を明記する。■ また、提供する先に関しては誓約書を取り交わすことや、個別に申請者に同意取得する旨も示す。

※中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーの公開は割愛

プラットフォームを有する企業の規定において、データ利活用に関しては「データ項目及びその 定義 | 「利用目的 | 「提供先 | を整理して記載している例があります。

【ご参考】利用規約におけるデータ活用に関する記載例(楽天グループの場合)

概要

- 楽天グループの場合、取り扱い情報が個人情報であることもあり、データ項目、利用目的、提供先を明確に示し、理解醸成を図っている。
- 本事業で取り扱う法人情報は、個人情報のような明確な決まりはないが、国が情報を取り扱う点でより厳格に取り扱う必要がある点を 考慮し、個人情報保護法の考えに則りデータ利活用ポリシーにおいてもデータ項目、利用目的、提供先を提示する。

「申請情報 |の取り扱い

利用目的

ポ リシータ利活用

楽天グ

ル

プ

個人情報保護方針

2. 取得する個人情報

提供データ項目及びその定義

<前文の掲載を割愛>

2-1. ログインに関する情報

識別子:

- アカウントのIDおよびパスワード
- 氏名およびメールアドレス

2-2. 会員サービスおよび対象サービスの利用等に関する 情報

識別子、保護される特性(性別等)、商業的情報 (利用履歴等)、インターネットその他の電子的ネット ワークにおける行動情報:

- アカウントに付随または関連する情報としてお客様から 提供される、性別、年齢、生年月日、電話番号、住 所その他のお客様に関する情報
- ポイント、クーポン、キャッシュバックその他のインセンティ ブプログラム等の会員サービスの利用に関する情報 <以降、掲載を割愛>

3. 個人情報の利用、利 用の法的根拠、保持

<前文の掲載を割愛>

3-1. 個人情報の利用

詳細な個人情報の利用目的は、以下に定めるとおり とし、これらに関連する目的を含むものとします。

3-1-1. 楽天グループでのRakuten IDによるログイン機能 提供のため:

• アカウントへのログイン機能を楽天グループが提供する

3-1-2. 会員サービスおよび対象サービス提供のため:

- 会員サービスおよび対象サービスを提供するため
- 会員サービスおよび対象サービスに関連して、お客様に サービス、コンテンツおよび情報を提供するため
- ポイント、クーポン、キャッシュバックその他のインセン ティブプログラム等の会員サービスを提供するため <以降、掲載を割愛>

4. お客様の個人情報に アクセスする者

提供先

<前文の掲載を割愛>

4-1-1 Rakuten IDによるログインに対応したサービスを 提供する楽天グループの会社による利用		
利用する 個人情報	「2-1. ログインに関する情報 (識別子)」	
個人情報の 利用目的	「3-1. 楽天グループでのRakuten IDによるログイン機能提供のため」および「3-5. お問い合わせ等に適切に対応するため」	

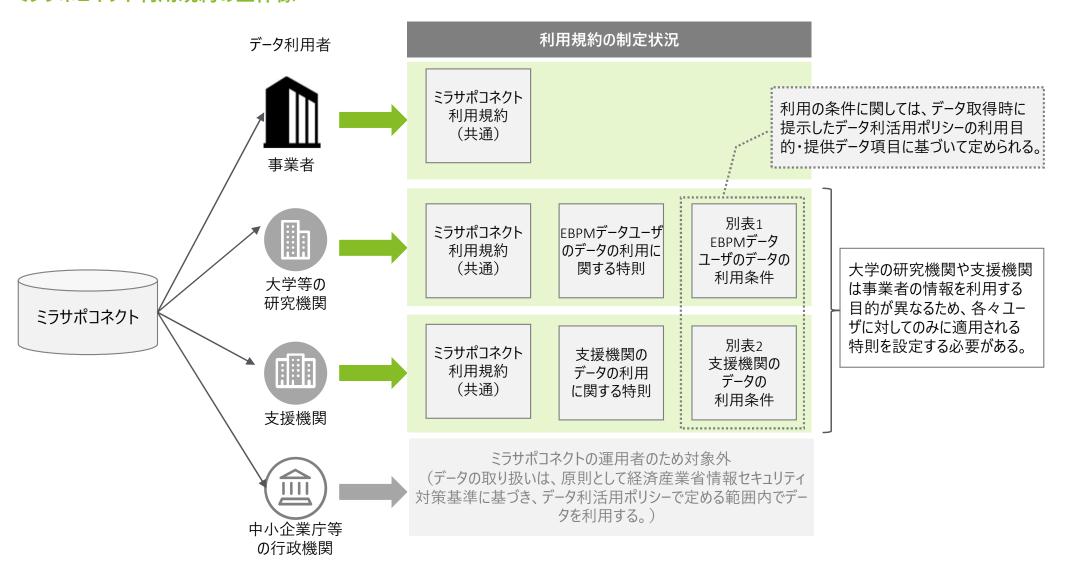
<以降、掲載を割愛>

出所:楽天グループ個人情報保護方針(https://privacy.rakuten.co.jp/)

5 データ提供時における対応

行政機関を除くデータ利用者に対して利用規約を定め、自身以外の事業者に関する情報を取り扱うユーザに対して個別に適用するべき事項に関しては特則を作成します。

ミラサポコネクト利用規約の全体像



ミラサポコネクト利用規約に関しては、利用方法だけではなく、トラブルや不正利用が発生 した場合の対応を定め、適切なデータ利用を促すことが重要となります。

ミラサポコネクト利用規約の構成

		規定内容	該当 条項
ミラサポコネクト 利用規約 (共通)	ミラサポコネクト の利用方法	■ 会員登録の方法等、ミラサポコネクトのサービス内容や利用するための条件を定める。 ■ また、不適切な利用をした利用者が、継続的にミラサポコネクトを利用してしまう状況を避けるために会員登録を退会・停止させる際の条件を定める。 ※ ただし、ミラサポコネクトの設計に応じて内容を規定する必要があるため、詳細な内容に関しては今後の検討に引き継ぐ	第1~14条
	一般条項	■ 免責事項や秘密保持義務、反社会的勢力の排除、準拠法等、規約特有の内容以外で、一般的に定められる条項を定める。	第16~27条
データの利用 に関する特則 (別紙のデータの利 用条件を含む)	受領データの取り扱い	■ 受領したデータを利用・提供できる範囲を提示し、その範囲を超えて情報を利用・提供できないことを定める。(利用・提供できる範囲はデータ利活用ポリシーに基づく) ■ また、ユーザの情報の取り扱いに違反があった、もしくはそのおそれがある場合には、中小企業庁がユーザに対して受領データの削除等の措置が実施できるように条件を定める。	特則 第1~7条
EBPMデータユーザ・ 支援機関向けの 2パターン有	派生データの 取り扱い	 ■ データ利用者が受領データを加工・分析することにより派生した成果物(個人情報・事業者情報を含まない)に対する知的財産権の帰属を定める。 ■ また、派生データは受領データと同一性が認められない情報のため、受領データとは別に、情報の提供・利用できる範囲を定める。 	特則 第8~9条

※ミラサポコネクト利用規約の公開は割愛

データの取り扱いに関しては、データユーザの利用用途を鑑みつつ、定められた利用目的以外に使用することを禁止する内容を規定します。

データユーザによる規約内容と主な相違点

		支援機関	大字寺の研究機関 (EBPMデータユーザ)
利用における 前提		■ 支援機関が事業者の経営支援を実施する際には、支援者自身のみがデータを利用する想定■ 支援機関が支援実績の公開等で派生データを利用する可能性があり、個別に判断が必要となる想定	■ EBPMを実施する際には、EBPMデータユーザが指定した分析の実施者もデータを利用する必要がある想定 ■ 分析結果(派生データ)に関しては、研究を目的として利用・公開される想定
_			
受領データの	利用条件	■ 受領したデータは、データ利活用ポリシーで定める目的のみに 利用できるものとして、目的外利用及び第三者提供を禁止 する。	■ 左記の内容に加え、データの分析においては実施者に情報 開示する必要があることから、実施者を中小企業庁へ報告 する義務を定める。
の取り扱い	違反時の 対応	■ データを不適切な利用した、またはそのおそれがある場合においては、中小企業庁はデータの削除や損害の賠償等の対応求めることができる。	■ <u>実施者が原因の場合も含め</u> 、違反時に中小企業庁はデータの削除や損害の賠償等の対応求めることができる。
派生データの	利用条件	■ 適切に創出した派生データに関しては、定められた利用目的に限り、使用若しくは利用できる。なお、 <u>商工会議所等の</u> 一部の支援機関が情報を第三者に開示する可能性を鑑み、開示においては中小企業庁と協議するものとする。	■ 適切に創出された派生データに関しては、学術研究を目的 とする場合に限り、自由に開示又は使用若しくは利用でき る。
の取り扱い	違反時の 対応	■ 不適切にデータを創出された派生データに関しては、中小企業庁はデータユーザーに対してデータの開示や削除、現地調査を求めることができる。	■ 同左

6 非識別加工に係る整理

法的論点を整理しつつ非識別加工情報の活用方法を明確化する一方で、最終的にはユースケースにおけるリスクを特定した上で具体的な対応を検討します。

非識別加工に係る整理の流れ



法的論点の整理

リスクの特定及び 対応の整理

加工方法の整理

非識別加工を必要となるユースケースにおいて、概要とデータを提供する可能性がある際の想定を整理する。

- 以下のユースケースにおいて、非識別加工を施した情報を利活用する可能性があることから、それぞれのユースケースにおいて提供先を「中小企業庁が指定する機関」「特定多数の機関」「一般」のレベルで整理する。
 - EBPM促進を目的として、各事業のデータを公開して事業の効果を検証
 - ■【新規】企業情報を公開し、経営を支援する民間企業と事業者のマッチングを支援

非公開・非識別加工が求められる法的根拠を把握し、加工方法を検討するにあたって考慮すべき観点を整理する。

- 関連する法令において定められている非識別加工に関するルール及びガイドラインを把握する。
- 公開にあたっての加工方法等が法令等で定められていない場合は、他の法令で定める非識別加工の取り扱いルールを ベースに対応を検討する。

ユースケースにおけるデータ提供先に対して、公開方法のパターンごとにリスクを整理し、リスクに応じて対応策を検討する。

- EBPMにおいて非識別加工を利用するケースにおいては、中小企業庁が指定する機関内で活用する場合においてはリスクが大きくないものの、特定多数にデータを公開する場合はハレーション等のリスクが想定されることから、非識別加工の方法を提示する等の対応を整理する。
- 経営を支援する民間企業と事業者のマッチングを支援するケースにおいては、中小企業庁が指定する機関で活用する場合でも、第三者の事業者にデータを提供する点からリスクが高いと想定されることから、非識別加工の方法を提示する等の対応を整理する。

以上の整理を踏まえて、提供の可能性があるデータ項目ごとに加工方法を整理する。

- 個人情報を含むデータ項目:
 - ガイドラインに基づいて非識別加工を実施
- 営業秘密を含むデータ項目:
 - 提供が必要となるデータ項目を除いて基本的に削除
 - 提供が必要となるデータ項目に関しては、一般化やトップ(ボトム)コーディングを実施

非識別加工を施した情報を利活用するユースケースに基づき、データ利活用におけるリスク を整理し、必要となる対応を整理します。

ユースケースの整理

		EBPM促進を目的として、各事業のデータを公開して 事業の効果を検証	企業情報を公開し、経営を支援する民間企業と 事業者のマッチングを支援
	L−スケ−スの 概要	■ EBPMの促進を目的として、各種大学や研究機関等に各種事業の申請・支援状況に関するデータ提供する。 ■ 当該ユースケースにおいては、データ提供者からEBPMへの活用に関して同意が得られなかった場合や中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーにおいて対象に含まれていない特定多数の機関へのデータ提供を想定していることから、特定の個人及び個社や営業秘密が識別できない状態にデータを加工(非識別加工)して提供することを想定している。	 ■ 中小企業に対して投資や各種サービスを提供することにより経営を支援することができる民間企業(VC、PEファンド等)に事業者の情報を提供し、事業者とのマッチングを支援する。 ■ 当該ユースケースにおいては、公開する情報は特定の個社を特定できない状況で事業内容や経営状況に関する情報を開示することを想定している。(支援を実施する企業は、興味を持った事業者に対して個別に詳細な情報公開を依頼して、事業者に許可された場合にのみ、個社名や詳細な情報を取得できる予定)
提供先	①中小企業庁 の指摘機関	RIETI・大学・研究機関等、中小企業庁が指定する機関	DX連携事業者として認定した機関
先(想定)	②特定多数の 機関	民間のリサーチャー等の特定の業種	VCやPEファンド等の特定の業種
	③一般	一般の利用者(対象がミラサポコネクト会員の場合を含む)	

非識別加工に関連する法令を整理するとともに、各ユースケースにおいて想定されるリスクを把握し、 各提供先への情報公開を実現するための非識別加工方法及び公開方法を検討する。

ユースケース

個人情報における非識別加工に関する定めはあるものの、法人情報においては非識別加 工に関する定めはなく、他の法令やリスクをベースに対応を検討する必要があります。

非識別加工(匿名加工)に関わる法令の整理

	個人情報に	法人情報に関する法令	
	行政個人情報保護法	個人情報保護法	不正競争防止法
非識別加工 (匿名加工) に関連する 項目	■ 法第44条の2 行政機関非識別加工情報の作成及び提供等第1項行政機関の長は、この章の規定に従い、行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)を作成し、及び提供することができる。第2項行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために行政機関非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。	■ 法第36条 匿名加工情報の作成等個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。 ■ 法第37条 匿名加工情報の提供匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く、以下この節において同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。	■ 法第3条 差止請求権 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。 ■ 法第4条 損害賠償 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。 ※「営業秘密」として保護されるためには、秘密管理性、有用性、非公知性が必要である。
関連 ガイドライン	囲で非識別加工を活用できるとしている一方で、個人情報保護法では提供データ項目及び提供方法を公表することを求めている。	 ■ 匿名加工において以下の対応が必要となる。 (ガイドラインの詳細は後述) ⇒ 特定の個人を識別することができる記述等の削除 ⇒ 個人識別符号の削除 ⇒ 情報を相互に連結する符号の削除 ⇒ 特異な記述等の削除 ⇒ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその 	N/A 不正競争防止法において、営業秘密等の非識別加工に関する定めはない。

法的論点

匿名加工の考え方はガイドラインで定められており、個人を識別できる情報や個人の特定につながるおそれがある位置情報または特異な数値を加工する必要があります。

【ご参考】個人情報保護法における加工基準

出所:「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び

は、一般には、「大きない」というない。			
	規則第19条	ガイドラインで定める加工内容	
(1)特定の個人を 識別することができ る記述等の削除	■ 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の 全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復 元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き 換えることを含む。)。	■ 氏名、住所、生年月日、性別など特定の個人を識別できる記述 等から全部又はその一部を削除するあるいは他の記述等に置き換 えることによって、特定の個人を識別することができないよう加工する。	
(2)個人識別符号 の削除	■ 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。	■ 個人識別符号単体で特定の個人を識別できることから、個人識別符号※の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないように加工する。 ※個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報保護法施行令(平成15年政令第507号)で定めるもの	
(3)情報を相互に 連結する符号の 削除	■ 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結する 符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に 連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元すること のできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情 報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置 き換えることを含む。)。	 ■ 安全管理の観点から取得した個人情報を分散管理等しようとする ために付されるID等は削除又は他の符号への置き換える必要がある。 ■ 分散管理等のために附番されたIDのほか、電話番号やメールアドレス等をID代わりに利用している場合についても削除等の措置が必要となる。 	
(4)特異な記述等 の削除	■ 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元すること のできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを 含む。)。	■ 珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等を削除又は他の記述等への置き換える必要がある。 ■ 「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。	
(5)個人情報データベース等の性質	■ 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個 人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に	■ 上述の加工を施した情報であっても、個人情報データベース等の性質により、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元	

を踏まえたその他

の措置

含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の

性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

の個人情報を復元できる状態のままである場合にはさらに加工が

必要となる。

法的論点

個人情報情報は削除、またはデータの特異性から特定の個人を識別又は復元できないように留意して加工する必要があります。

【ご参考】個人情報保護法における加工事例

出所:「個人情報の保護に関する法律施行規則」及び

個人情報御委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」

加工事例

(1)特定の個人を識別することができる記述等の削除

■ 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。

▶ 氏名:削除

▶ 住所:削除、または○○県△△市に置き換え▶ 生年月日:削除、または生年月に置き換え

■ 会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。

▶ 会員ID、氏名、電話番号:削除

▶ 住所:削除、または○○県△△市に置き換え

(2)個人識別符号の削除

■ 対象者ごとに異なるものとなるように<u>役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</u>(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号)を削除する。

(3)情報を相互に連結する 符号の削除

- サービス会員の情報について、<u>氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している</u>場合、その管理用IDを削除する。
- 委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDを仮IDに置き換える。

(4)特異な記述等の削除

- 症例数の極めて少ない病歴を削除する。
- 年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

個人を特定できる情報だけではなく、個人の特定に繋がるおそれが ある位置情報や特異な記述・数値に関しても加工する必要有

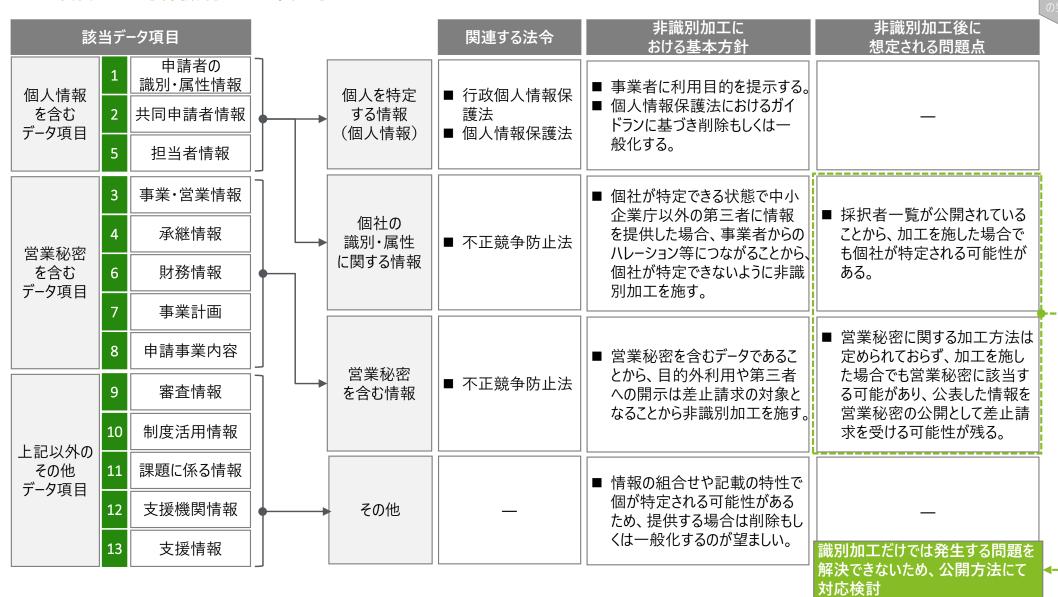
(5)個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の 措置

- 移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、<u>自宅や職場などの所在が推定できる位置情報</u>(経度・緯度情報)が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。
- ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報(品番・色)を一般的な商品カテゴリーに置き換える。
- 小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。

法的論点

各データ項目に対して関連する法令に基づいて非識別加工を施す想定ですが、法人情報に関しては加工を施した場合においてもハレーション等が発生する可能性があります。

データ項目における非識別加工に関する整理



去的論点

事業者からのハレーションや差止請求等の可能性を踏まえ、事業主からの同意の得やすさ を考慮した非識別加工情報におけるデータ公開方法のパターンを整理します。

データ公開方法のパターン整理

パターン整理の 考え方

- 今回取り扱う法人情報に関する非識別情報に関する対応は、不正競争防止法等で明確に定められていないことから、事業 者から非識別加工の利活用に関して理解を得る必要がある。
- そのため、非識別加工に関して、事業者からの同意の得やすさを鑑みて、加工方法やデータ提供先等の情報を事業者に開示 をすることも検討する。(営業秘密の開示してしまう、個を特定されてしまうリスクが発生してしまうものの、事業者に非識別加 工の方法に関しては認識してもらった上で同意を取得するこでハレーション等のリスクを軽減できるものと思料)
- また、データコントロールポータルを利用する場合、利用者に対してデータ利用者が個別にデータ提供を依頼できるため、更にハ レーション等のリスクが軽減されると考えられる。

問題点

企業の情報に関する非識別加工に関す るガイドランが定めはなく、加工を施した 場合においても個を特定できたり、営業 秘密の公開に該当する可能性有



課題

データ提供者から非識別情報の利活用 に関する理解を得る必要有

-提供パターン―― -

非識別加工を 施して公開 (同意取得無)

■ 事業者には特に同意取得することなく、事業者の情報に 非識別加工を施した上で情報を公開する。

利用規約等で非識 別加工方法に関して 提示して公表

■ 利用規約等で、具体的なデータ項目とその非識別加工 方法、データ提供先等を示した上で非識別加工情報を 公表する。

非識別加工した上 で、個別に同意取 得した上で公表

■ データコントロールポータルを利用する前提で、利用者から の要望に基づいて、具体的なデータ項目とその非識別加 工方法を示したうえで公表する。

より理解を 得やすい

去的論点

非識別情報の利活用におけるリスクを整理し、ユースケースの実施に向けて取りえる対応策 を検討します。

リスク・

リスク特定及び対応の整理における考え方

ユースケース

EBPM促進を目的として、各事業の データを公開して事業の効果を検証

企業情報を公開し、経営を支援する 民間企業と事業者のマッチングを支援



データ提供先パターン

①中小企業庁の指摘機関

②特定多数の機関

③一般



公開方法パターン

非識別加工を施して公開 (同意取得無)

利用規約等で非識別加工方法に関 して提示して公表

非識別加工した上で、個別に同意取 得した上で公表

ユースケースの提供先に対して、公開方法パターンに応じて非識別加工情報を公開・提供した際に発生し得るリスク (事業者からのハレーションや再度止め請求につながる可能性)を整理し、リスクに応じた対応先を検討する。

特定多数の機関や一般への公開に関しては、ハレーション等につながる可能性があることから、非識別加工方法の提示や提供データ項目の限定等の対策が必要となると考えます。

リスクの特定・評価1/2

EBPM促進を目的として、 各事業のデータを公開して 事業の効果を検証

企業情報を公開し、経営 を支援する民間企業と 事業者のマッチングを支援 リスク・ 対応整理

データ提供先		公開方法パタ−ン	
ナーン提供元	非識別加工を施して公開 (同意取得無)	利用規約等で非識別加工方法に関して 提示して公表	非識別加工した上で、個別に同意取得 した上で公表
①中小企業庁の指定機関: RIETI・大学・研究機関等、中小 企業庁が指定する機関	■ EBPMを目的としていることに加え、提供先が特定の機関に絞られていることから、データ公表の差止等に発展するおそれは②、③に比べて低い。	■ 利用規約等で具体的な公表先が明示されるため同意を得やすくハレーションも小さい。 ■ 営業秘密に該当するおそれのある情報は利用規約の内容等に基づいて加工する必要がある。	
②特定多数の機関: 民間のリサーチャー等の 特定の業種	■ 提供先等を明確に示さないため、デー タ提供者が不安に感じる可能性があ	■ 利用規約等で公表先を示すものの特定多数であるため、①と比較すると同意を得にくく、ハレーションも大きい。 ■ データ提供者のハレーションを考慮すると、項目を限定した公表等が適切であると考えられる。	事業効果の検証という点を鑑み、個別に同意取得することは現実的ではないと判断して検討の対象外
③一般: 一般利用者	り、データ公表の差し止め等に発展す るおそれがある。	■ 不特定多数への公表となるため、②と 比較すると同意を得にくく、ハレーション も大きい。 ■ データ提供者のハレーションを考慮する と、項目を限定した公表等が適切であ ると考えられる。	



- ①について、EBPMという目的と提供先を鑑みて、非識別加工を施して公開することも検討し得る。
- ②・③については特定多数にデータが提供されることからデータ提供者からのハレーションが発生する可能性があることから、非識別加工方法を 提示した上で、特定の項目のみの公表が適切であると考える。
- ※具体的な加工方法は、後述の非識別加工方法を参照

第三者の事業者にデータ提供することを鑑み、少なくとも非識別加工方法や提供先をの提示が必要となり、公開先を広げる際にはデータ項目の制限も必要になると考えます。

リスクの特定・評価2/2

EBPM促進を目的として、 各事業のデータを公開して 事業の効果を検証

企業情報を公開し、経営 を支援する民間企業と 事業者のマッチングを支援 リスク・

データ提供先		公開方法パターン	
ナーク提供元	非識別加工を施して公開 (同意取得無)	利用規約等で非識別加工方法に関して 提示して公表	非識別加工した上で、個別に同意取得 した上で公表
①中小企業庁の指摘機関: DX連携事業者として 認定した機関		■ 利用規約等で具体的な公表先が明示されるため同意を得やすくハレーションも小さい。 ■ 営業秘密に該当するおそれのある情報は利用規約の内容等に基づいて加工する必要がある。	
②特定多数の機関: 認定等を行うことなく、VCやPE ファンド等の特定の業種	■ 提供先等を明確に示さないため、データ提供者が不安に感じる可能性があり、データ公表の差し止め等に発展するおそれがある。	■ 利用規約等で公表先を示すものの特定多数であるため、①と比較すると同意を得にくく、ハレーションも大きい。 ■ データ提供者のハレーションを考慮すると、項目を限定した公表等が適切であると考えられる。	■ 個社と個社のやりとりとなるため、同意を得やすく、ハレーションも小さい。■ 個別に同意することになるため、データ利用者の手間がかかる。
③一般: 一般利用者 (ミラサポコネクト会員)		■ 特定多数への公表となるため、②と比較すると同意を得にくく、ハレーションも大きい。■ 項目を限定した公表等が適切であると考えられる。	



- ①については、利用規約等で非識別加工に係る内容を明記した上で、公表することも検討し得る。
- ②・③については特定多数にデータが提供されることからデータ提供者からのハレーションが発生する可能性があることから、非識別加工方法を提示した上で、特定の項目のみの公表が適切であると考える。
- ※具体的な加工方法は、後述の非識別加工方法を参照

非識別加工の方法を検討するにあたり、各ユースケース達成に向けて必要となるデータに基 づき、提供・加工が必要となるデータ項目を整理しています。

各ユースケースにおいて必要となる情報の整理

EBPM促進を目的として、各事業の データを公開して事業の効果を検証

- 申請者を特定する情報(属性情報のみ) 申請者の事業内容を把握するための情報 経営・財務状況に係る情報 申請に係る情報

企業情報を公開し、経営を支援する民間企 業と事業者のマッチングを支援

- 申請者を特定する情報(属性情報のみ) 申請者の事業内容を把握するための情報 経営・財務状況に係る情報



加工方法

非識別加工は、原則として、個を特定できる情報やユースケースの実行において不要となる項目は削除し、提供が必要となるデータ項目に関しては一般化する想定です。

非識別加工方法1/2

	データ項目	含有 個を特定 する情報	データ 営業秘密	非識別加工の方法	具体例	
1	申請者の 識別・属性情報	0		■ 以下の情報を含むデータ項目は削除 ▶ 特定の個社・個人を識別できる記述 ▶ 個社・個人の特定につながりかねない特異な記述 ▶ 他の情報と照合される可能性があるID等 ■ 属性情報に関しては、原則、該当データを一般化。ただし、数値データにおいて他の著しい差異が発生する場合は、トップ(ボトム)コーディングによる加工を実施※その他条件と掛け合わせることで個社・個人を特定される可能性がないかは加工工時に要検証	 削除項目例 法人名称 法人代表者氏名 法人代表者生年月日 個人事業主名 電話番号 一般化項目例 住所⇒都道府県のみ表記 法人設立年月日⇒年月で表記 資本金額⇒○○~△△百万円で表記 従業員数⇒○○~△△人で表記 	
	割愛					
3	事業·営業情報		0	■ 事業者の事業内容に関しては一般化 ■ 技術・営業ノウハウに関する情報は削除	 ■ 一般化項目例 ▶ ○○通信に関わるサービス⇒情報通信業 ■ 削除項目例 ▶ 取引先名称 ▶ 差別化ポイント ▶ 提供価値 	
4	承継情報	0	0	 ■ ユースケースにおいて不要な項目は削除の上、必要なデータ項目に関しては一般化 ■ 承継先の企業名等、個社・個人を識別できる情報が含まれる場合は削除 	■ 一般化項目例▶ 事業承継の計画⇒事業承継計画の有無■ 削除項目例▶ 承継者氏名	
	and the state of					

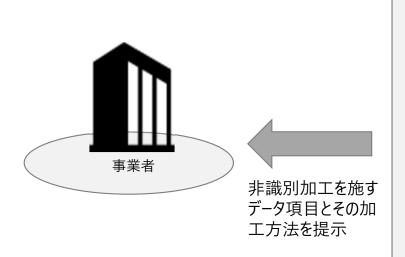
非識別加工は、原則として、個を特定できる情報やユースケースの実行において不要となる項目は削除し、提供が必要となるデータ項目に関しては一般化する想定です。

非識別加工方法2/2

では、			非識別加工の方法	具体例	
6	財務情報		0	■ ユースケースにおいて不要な項目は削除の上、必要な データ項目に関しては一般化。また、削除しなかった数 値に関しても一般化及びトップ(ボトム)コーディングを 施す必要有	■ 数値の加工例(例:売上高) 「○○万円~△△万円」と範囲の表記に置き換え また、他の事業者と比較し、特に大きい数値が存在する場合は、「○○万円以上」に表記を置き換え
7	事業計画		0	■ 事業計画の内容に関する記述は原則削除 ■ ただし、目標の数値等を活用する場合においては、数値を一般化。ただし、数値データにおいて他の著しい差異が発生する場合は、トップ(ボトム)コーディングによる加工を実施	
8	申請事業内容		0	■ 受付番号等、他の情報と照合可能な情報は削除 ■ 原則、支援の具体的な内容を削除。ユースケースにおいて活用が必要な場合は情報を一般化 ■ 補助金の金額に関しては一般化。ただし、数値データにおいて他の著しい差異が発生する場合は、トップ (ボトム)コーディングによる加工を実施	 ■ 削除項目 ▶ 受付番号 ▶ 交付決定番号 ▶ 申請事業内容 ■ 数値の加工例(例:補助金交付高) ▶ 「○○万円~△△万円」と範囲の表記に置き換え ▶ また、他の事業者と比較し、特に大きい数値が存在する場合は、「○○万円以上」に表記を置き換え
9	審査情報		0	■ 個社を特定する情報ではない為一般化は原則として 不要(ただし、極端な数値により個社を特定できる可 能性がある場合は、数値を一般化)	_
10	制度活用情報		0	■ 過去に活用した制度の情報に関しては、データにおいて すでに制度の活用有無として情報が一般化されている ため加工は不要	_

非識別加工における活用データ項目と加工方法に関しては、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに掲載することを検討しています。

中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーにおける非識別加工に関する記載の追加について



中小企業庁関連事業 データ利活用ポリシー

非識別加工情報の作成方法

申請者の 識別・属性情報 ・特定の個人を識別できる記述の削除 ・個人識別符号の削除 事業・営業情報 ・営業・技術のノウバウに関する記述の削除	データ区分	非識別加工方法
ウに関する記述の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	できる記述の削除 ・個人識別符号の
אפונט	事業·営業情報	

データ区分

非識別加工を施した上で第三者に提供するデータ項目を記載

非識別加工方法

非識別加工を施すデータ項目に対して加工方法を記載

二次利用未承諾リスト

【報告書の題名】

令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(中小企業・小規模事業者支援サイトのAI活用による経営課題解決促進の実証研究に係わるデータ利活用ルール検討調査)最終報告資料

【委託事業名】

令和3年度経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(中小企業・小規模事業者支援サイトのAI活用による経営課題解決促進の実証研究に係わるデータ利活用ルール検討調査)

【受注事業者名】

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

頁	図表番号	タイトル			
42	-	ゔットフォーム上でサービスを提供する民間事業の例			
53	-	- 利用規約におけるデータ活用に関する記載例(楽天グループの場合)			